

別冊HALだより
TPP 協定の概要と対策

堀越孝良

平成 28 年 6 月

一般財団法人 北海道農業企業化研究所

— 目 次 —

はじめに	1	補論 日本の農産物セーフガード	29
		(1) 一般セーフガード	29
1. TPP協定の経緯と特徴	1	(2) 農産物特別セーフガード	30
(1) TPP協定の経緯	1	数量ベース、価格ベース	
(2) TPP協定の特徴	3	(3) 牛肉・豚肉関税緊急措置	34
ア. TPP関税交渉の特徴		(4) FTAセーフガード	39
イ. TPP協定の特徴		(5) TPP農産品セーフガード	40
		牛肉、豚肉、ハム・ベーコン	
		ホエイ、オレンジ、競走馬	
2. TPP合意の品目別概要	4		
(1) 米・米粉等	4		
(2) 小麦・大麦等	6		
(3) 砂糖・でん粉等	8		
(4) 牛肉等	10		
(5) 豚肉等	12		
(6) 乳製品	14		
(7) 果実等	19		
りんご、ぶどう、さくらんぼ			
オレンジ			
(8) 野菜	20		
たまねぎ、ばれいしょ			
かぼちゃ			
アスパラガス、にんじん			
(9) その他	22		
雑豆、そば、こんにゃく			
3. TPP対策の概要	23		
(1) TPP関連政策大綱	23		
(2) TPP関連施策	23		
(3) 制度の改正	26		
おわりに	28		

はじめに

筆者は既に HAL だよりにおいて二度にわたって TPP に関して書かせていただきました。「TPP 合意の概要」として米・麦・砂糖等の合意内容、続いて「TPP 協定の特徴と関連施策」を紹介したところです。本稿はそれらをバージョンアップして全体を並び替えたほか、畜産物、園芸作物、野菜等も加えました。さらに本論の最後に「おわりに」を加えたほか、補論としてわかりにくいセーフガードについて説明を加えました。

1. TPP 協定の経緯と特徴

(1) TPP 協定の経緯

TPP 協定と同類の協定（自由貿易地域協定。以下 FTA といいます）は、ウルグアイ・ラウンドの終わり頃から、締結数が急速に増大しています。農林水産省の資料によると、戦後、関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) ができてから 1989 年までの 40 年間余に 20 件でした。その 10 年後の 99 年までに 57 件増加しました。さらにその後 10 年間（2009 年まで）に 72 件増加しています。さらに 2015 年 7 月までの 7 年足らずの間に 70 件増加し、その時点では累計で 269 件に達しているのです。

当初日本は、世界貿易機関 (WTO) の下での多角的貿易体制を重視し、FTA を批判してきました。しかし、FTA を推進する韓国などに刺激され、FTA 締結に方針を転換していきます。最初は、シンガポールとの間の FTA でした。シンガポールには農業がほとんど存在しないこともあって、結果的には農林水産品については GATT を超える自由化は一切行わず、2002 年に署名、発効にこぎつけました。

シンガポールとの交渉の後、メキシコとの間で進められた FTA に関しては事情が違っていました。北米自由貿易地域協定 (NAFTA) の発効に伴って、メキシコの輸入額に占める日本のシェアが大幅に減少していたのです。交渉は 2002 年から始まりましたが、農産物については最大限の譲歩を余儀なくされました。その際、譲歩するために使われた手段の一つが、関税割当制度です。メキシコの間では、かなりの品目について関税を撤廃したほか、関税割当制度が新設されたのです。

関税割当制度においては、関税割当を受けて通関期限内に輸入されるメキシコ産の対象品目については、無税または軽減された関税率（枠内税率）で輸入することができます。はちみつやトマトケチャップなどについては枠内税率が無税とされました。また、豚肉、鶏肉、牛肉、オレンジ、オレンジジュースなどについては、枠内税率が軽減されました。以後ほとんどの FTA でこの手法が利用されるようになっており、TPP 交渉でも利用されています。

メキシコとの FTA は難航しましたが、その後東南アジアを中心に FTA 交渉は比較的円滑に進みました。比較的円滑に進んだ原因として、作山巧『日本の TPP 交渉参加の真実』は二つあげています。一つは、相手国に対する関税撤廃のオファー（申し出）を最初から出し惜しみしないで出す交渉手法です。二つは、相手側からの農産品についての関税

撤廃のオファーに対して、農業分野での技術協力の供与で応えるという手法です。

しかし、TPP での交渉はそうはいきません。中心となっていたニュージーランド（以下、NZ）は、関税がほとんどゼロでしたし、米国・カナダ・メキシコの参加する NAFTA は高い関税撤廃率となっていたからです。しかも、いずれも農産物の輸出国ですから、TPP に参加することで行われる関税等の実質的撤廃が、わが国農業へ与える影響は計りしれないものがあるからです。

ところが、民主党政権の菅首相は、2010 年 10 月就任直後の所信表明演説で TPP 交渉への参加を検討すると明言しました。その背後には米韓、韓 EU の FTA 成立があったとみられています。結局、民主党政権の間は、党内に反対論が根強かったため交渉参加はならなかったのです。

2012 年 12 月に、政権は自民党・公明党を与党とする政権に戻りました。安倍首相は 2013 年 2 月に訪米して「聖域なき関税撤廃は前提ではないこと」を確認し、3 月には与党内の了解を取り付け、4 月の衆参の農林水産委員会の決議（重要 5 品目の再生産可能等）を経て、7 月に交渉に参加することになりました。なお、この間、3 月には日中韓経済連携協定（EPA）交渉、4 月には日 EU 間の EPA 交渉が開始されています。

TPP 協定は、2015 年 10 月に大筋合意に達し、翌年 2 月に署名にいたりしました。協定は、2 年以内に参加する 12 ヶ国すべてが議会の承認など国内手続き（批准）を終えれば発効します。2 年以内にこうした手続きを終えることができなかった場合には、12 ヶ国の国内総生産（GDP）の 85%以上を占める少なくとも 6 ヶ国が手続きを終えれば、その時点から 60 日後に協定が発効する仕組みになっています。GDP の比率は、アメリカ合衆国（米国）が 60.4%、日本が 17.7%ですので、TPP 協定発効には米国と日本の批准が不可欠です。

日本では 3 月 8 日の閣議で、TPP 協定の国会承認を求める議案と、関連する 11 本の法律の改正事項を 1 本の法案に取りまとめた関連法案を決定し、国会に提出しました。しかし、その通常国会での通過は困難となり、次の国会での継続審議となりました。

米国では、共和党のトランプ候補が TPP 協定は日本など外国企業ばかりが得をする不利な協定だと批判を強めているほか、民主党のクリントン候補も TPP 協定は労働者保護が不十分だと言いだしています。こうしたことから米国議会の承認は、11 月の大統領選が終わらないと動かないとみられています。

（2）TPP 協定の特徴

ここでは TPP 交渉と協定の特徴をみておきます。

ア．TPP 関税交渉の特徴

TPP 協定は関税のような物品の貿易分野のほか、様々な分野の問題が交渉の対象になっています。後でみるように、日本は農産物の関税撤廃に関しては遅れている面があります。しかし他方、投資、政府調達などの分野では国内解放が進んでいます。TPP 交渉ではそれらを全体として取りあげながら、交渉が進められてきた経緯があります。

TPP 協定の貿易分野に関する交渉は、参加 12 カ国がそれぞれ二国間で交渉し、それを全体会議で了承するという方式がとられました。二国間交渉をベースに交渉を行う方式は、FTA や東京ラウンドまでの貿易交渉においてとられていた交渉方式です。メリットとすれば参加国の合意がえやすいことがあげられます。

さて、外交交渉では相手方が同意しなければ妥結にはいたりません。お互いの立場を考えれば、交渉経過の公表は、百害あって一利なしです。そこで、ほとんどの国際交渉において経過は公表されません。特に TPP 交渉においては徹底しています。

イ. TPP 協定の特徴

TPP 協定の中で、農業者の関心が最も高く、農業への影響の大きいのが関税率です。

そこで、参加各国の関税撤廃率を比較したのが表 1 です。この表にみるように、TPP 協定における日本の関税撤廃率は 95% で、参加国の中では群を抜いて低い状況です。これが TPP 協定の最大の特徴です。

その低さの原因は、農林水産品における撤廃率の低さにあります。表には示していませんが、そのほとんどがいわゆる重要 5 品目です。日本が重要品目で頑張った結果が、撤廃率の低さにでていると考えられます。

もっとも、日本の関税撤廃率が低いといっても、95% という撤廃率は従来の FTA に比べれば極めて高いのです。従来の FTA において最も高い撤廃率は、タイとの間の FTA でその撤廃率は 87.2% で、農林水産品については 54.3% でした。

表1. 各国の関税撤廃率(品目ベース)

単位:%

	総品目 (最終)	工業品		農林水産品				
		最終	即時	最終	即時	2~11年	12年目以降	非撤廃
米国	100	100	90.9	99.2	58.7	35.3	5.2	0.8
日本	95	100	95.3	82.3	52.9	25.7	3.7	17.7
カナダ	99	100	96.9	94.6	87.4	7.1	0	5.4
豪州	100	100	91.8	100	99.6	0.4	0	0
ニュージーランド	100	100	93.9	100	98.1	1.9	0	0
シンガポール	100	100	100	100	100	0	0	0
メキシコ	99	99.6	77.0	96.6	71.7	20.1	4.9	3.4
チリ	100	100	94.7	98.1	95.5	2.6	0	1.9
ペルー	99	100	80.2	96.5	83.9	10.8	1.9	3.5
マレーシア	100	100	78.8	99.6	96.3	1.3	2.1	0.4
ベトナム	100	100	70.2	99.3	46.3	49.4	3.6	0.7
ブルネイ	100	100	90.6	100	98.8	1.2	0	0

資料:総品目は内閣官房(2015.10)、工業品は経済産業省(2015.10)、農林水産品は農林水産省(2016.4)

注:1.酒・タバコ類は、日本の農林水産品には含まれないが、日本以外の国では含まれる。

2.即時撤廃には既に無税の物品を含む。

3.農林水産品の撤廃率は、いくつかの国について当初発表表(2015.10)の数値と一致しない。

また、TPP では全品目で、関税の撤廃、引下げ、関税割当数量の拡大など(自由化)を行っています。いわば無傷に終わった品目は一つもないのです。国家貿易品目についても、ミニマム・アクセス(最小限アクセス機会)やカレント・アクセス(現行アクセ

ス機会)を増大したり、マークアップの削減約束をしたりしています。

さらに、関税割当品目のうちかなりの品目について、枠内税率を引き下げています。麦芽、えんどう、小豆、いんげんなどでは、枠内税率が撤廃されることになりました。どうしても関税が引き下げられない加糖調整品についても、関税割当制度を新たに設けることにより、関税率の引下げ等を行っています。また、パイナップル缶詰、こんにゃく、コーンスターチ、一部の乳製品などについては、枠内税率を引き下げることとしています。しかも多くの品目で関税割当数量を将来に向かって拡大する約束になっています。

こうした農林水産品についての自由化努力は、関税撤廃率には反映されません。逆に、そうした見えにくい自由化が進められていることに関係者は不安を感じているのです。

2. TPP合意の品目別概要

(1) 米・米粉等

ここで米粉等とは、米粉や米の含有率の高い半製品・最終製品(もち、レトルト米飯、玄米フレーク等)をいいます。米(もみ、玄米、精米および碎米)や米粉等合計17品目は、国家貿易品目となっています。

ア. 米・米粉等の国家貿易品目

現在国家貿易が行われている米・米粉等については、TPP合意においても、引き続き国家貿易制度が存続され、それらの品目についての枠外税率は維持されます。

ただし、米は、ウルグアイ・ラウンドの結果として、国家貿易制度の下で、ミニマム・アクセス数量(玄米換算で年間約77万トン)を、ほぼ義務的に輸入してきています。なお、国家貿易による米粉等の輸入はわずかで、国内需給にほとんど影響ありませんので、説明を省略します。

TPP合意では、ミニマム・アクセス数量とは別に、米国と豪州に国別枠が設けられました。新しい国別枠は、初年度に米国5万トン、豪州6千トン(いずれも実トン)とされ、それを3年間据えおき、その後10年かけて、米国7万トン、豪州8千4百トンとします。

この国別枠についてはすべて、SBS方式(売買同時契約方式)で買入・売渡が行われます。SBS方式は、輸入業者と国内の実需者がペアで入札に参加し、国への売渡価格と国からの買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札する仕組みです。

TPP合意における国別枠によって、実際にはどの程度の数量が輸入されるのでしょうか。それは、入札を行う際の条件によって変わるものと考えられます。しかし、その条件は、十分明確にはなっていません。農林水産省は、たとえば政府予定価格を短粒種・中粒種・長粒種ごと等に設定するとしています。政府予定価格の水準や考え方が明確ではないのです。

そのように不確定要素がありますが、TPP 合意によって、従来のミニマム・アクセス数量に加えて、国別枠の限度いっぱい数量を輸入する可能性が高いと考えられます。国別枠といっても、米については内外価格差が大きく、かつ、国家貿易で輸入しているからです。

なお、話はやや複雑になりますが、これとは別に、ミニマム・アクセス数量約 77 万トンの枠内で、新たに SBS 方式が設けられます。従来の SBS 方式は、原則 10 万トンについて行われていますが、さらに 6 万トンについて SBS 方式が行われます。従来の SBS 方式では、用途や品種を限定せずに行ってききましたが、この SBS 方式は、加工用・中粒種に限って行われます。この SBS 方式で輸入される米の輸出国は、TTP 参加国に限定されません。

イ. 米の産品で民間貿易のもの

あられ、せんべい、もち・だんごなど米産品であっても、米の含有率が 30%以下であるなど一定の条件を充たすものについては、国家貿易品目からはずれ民間貿易品目となっています。これらについては、定率関税が課されていますが、輸入はきわめて少なく、TPP 参加国からの輸入はほとんどありません。そこで、一定の輸入がある品目については関税を 5~25%削減し、輸入が少ないかまたは関税率が低い品目については、関税を撤廃します。関税を撤廃する品目としては、ビーフン（11 年目無税）、朝食用シリアル（8 年目無税）があります。

ウ. 影響と対応

政府では米粉等について、国家貿易以外の輸入の増大は、見込みがたいとしています。他方、国別枠によって米の輸入量が拡大するとみています。そこで政府は、この国別枠の輸入量に相当する数量、すなわちほぼ同じ数量の国産米を、備蓄米として買い入れるとっています。

ご承知のとおり、国産米については、これまで保管期間を原則 5 年、適正備蓄水準を 100 万トンとして、政府が備蓄を行っています。TPP 協定発効後、この保管期間を 3 年程度に短縮する方向で検討しています。備蓄数量の 100 万トンを維持するなら、保管期間を 5 年から 3 年に短縮すれば、毎年の備蓄数量は 20 万トンから 33 万トンへと約 13 万トン増加する計算となります。

そのようにして備蓄数量を増やすとすれば、毎年の政府の売却量も増加することになります。売却は非主食用（飼料用、加工用、援助用）として売却することになりますが、その場合、政府には売却損が累積されることになり、それは財政負担を増大させることとなります。

2015 年 12 月の政府試算では、米については TPP による生産額の減少はないと試算しています。備蓄数量を増やすことによって、生産額を減少させるような影響はないとみ

ているのです。

なお、農林水産省は、米の生産目標数量を定め、それを都道府県別に配分し、水田において、麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対し、直接に交付金を交付しています。このうち、生産目標数量の配分は、2017年度までで、2018年度からは行わないことにしています。他方、麦、大豆、飼料用米、米粉用米等に対する直接交付金については、金額（単価）等はともかく、継続されると考えられます。

（2）小麦・大麦等

ア．小麦

小麦についても、米と同様、国家貿易制度と枠外税率（小麦の場合 55 円/kg）は維持されます。小麦については、ウルグアイ・ラウンドの結果としてのカレント・アクセス数量が 574 万トン/年ですが、TPP 合意ではこれに加え、SBS 方式の国別枠を、米国（7 年目以降 15 万トン）、カナダ（5.3 万トン）、および豪州（5 万トン）に新設することになっています。

もっとも、国別枠で輸入する小麦ができたからといって、小麦の全体輸入量が増大するというにはなりません。カレント・アクセス数量は、ミニマム・アクセス数量と違って、義務となる輸入量ではないからです。このことは、最近3年間の小麦輸入量が年平均 528 万トンで、カレント・アクセス数量 574 万トンを下回っていることからわかります。

ただ、TPP 合意では、マークアップを削減することになっています。ウルグアイ・ラウンドの結果として定められた小麦のマークアップの上限は 45.2 円/kg ですが、実際に徴収されてきたマークアップはこれをはるかに下回ります（WTO への通報では約 17 円/kg）。TPP 合意の国別枠では、発効後 9 年目までに、マークアップの上限を基にするのではなく、実際に徴収されてきたマークアップを基に、主要 5 銘柄については 45%、それ以外については 50%、削減することになっています。

小麦の国内卸売価格は低下傾向にあるのに対し、輸入価格は上昇傾向にあり、農林水産省の資料によればその差は、2014 年度には 10 円/kg 弱となっています。マークアップの削減は、そうした現実の価格の推移をみながら、決められたものと考えられます。

イ．大麦

大麦についても、仕組みは小麦と同様です。ただし、大麦のカレント・アクセス数量は 137 万トン（飼料用大麦を含む）です。TPP 合意では、国別枠は設定せず TPP 参加国共通の TPP 枠を設定します。その TPP 枠は、最終的に（9 年目以降）6.5 万トンとし、輸入・売渡は SBS 方式となります。その枠内税率は、実際に徴収されてきたマークアップ（WTO への通報は約 8 円/kg）から、最終的には 45% 削減することとしました。

TPP 枠に関しては、現状でも TPP 参加国からの輸入が 24 万トンほどありますので、TPP

枠の設定で輸入量が増えるとは考えられません。大麦についても、大麦の輸入価格が上昇傾向にあることも、マークアップ削減に影響を与えたものと考えられます。

ウ. 麦芽

主にビールの原料となる麦芽（二条大麦から作られる）については、これまでも関税割当により民間貿易で輸入されてきました。関税割当では、枠外税率が 21.3 円/kgとされ、例えば 2013 年度においては 51 万トンが枠内税率（無税）で輸入されてきました。

現行の麦芽の割当数量は、需給状況により変動しています。TPP 合意により、麦芽の国内の需給動向によって変動しない割当枠が国別に設定されました。その国別割当数量は、最終的に、カナダ 93 千トン、豪州 75 千トン、米国 33 千トン、合計 201 千トンとされました。

エ. 飼料用麦

飼料用には、小麦（2013 年度：78 万トン）および大麦（同 107 万トン）が国家貿易により輸入されてきました。飼料用麦の輸入に当たっては、枠内税率は無税ですが、政府管理経費相当のマークアップを徴収してきました。TPP 合意の発効に併せて、飼料用麦については国家貿易からはずし、民間貿易にすることです。もちろん、政府管理経費相当のマークアップは不要になります。また、飼料用から食用への横流れ防止措置を講じるとしています。政府は、関税暫定措置法の改正を行い、無税で輸入された飼料用麦についても承認工場制度の対象とすることによって、横流れ防止策を講じることとしています。

オ. 麦製品

麦の加工品および調整品並びに小麦粉調整品のうち国家貿易が行われているものについては、国家貿易と枠外税率が維持されます。ただし、これらの国家貿易にはいくつか区分されて TPP 枠が設けられ、SBS 方式により輸入・売渡が行われます。この TPP 枠による国家貿易の特徴は、定率部分の枠内税率が撤廃され、マークアップだけになることです。TPP 参加国以外から輸入されるものに比べ、低価格で国内供給される可能性が出てきます。

麦の加工品および調整品並びに小麦粉調整品のうち国家貿易によらない品目には、様々なものがあります。うどん・そうめん・そばには 34 円/kgの関税がかかっています。これには TPP 参加国に向けた関税割当が新たに設けられ、割当枠は 100 トン（即時）、枠内税率は初年度から無税とされます。2014 年の統計をみますと、豪州が最大の輸出国で、264 トン、11 千万円の輸入が行われています。

スパゲッティ・マカロニの関税は現行 30 円/kgですが、TPP 合意によって 9 年目までに 60%削減されることになりました（12 円/kg）。スパゲッティおよびマカロニの輸入は、

2014年にそれぞれ158億円および17億円行われています。TPP参加国では米国からの輸入が行われ、米国は、スパゲッティについては、イタリアおよびトルコに次ぐ第3位の輸出国であり、マカロニについてはイタリアに次ぐ第2位の輸出国です。

パスタ（詰物をしたもの）、その他のパスタには、様々な品目があります。いずれも関税が課されていますが、11年目に関税を撤廃することになっています。

カ．影響と対応

小麦・大麦ともに輸入量の増大は見込まれない、と農林水産省はいつています。しかし、価格については農林水産省も、小麦・大麦のマークアップの上限の削減に伴い、国産小麦・大麦の販売価格に影響を及ぼすことも懸念される、としています。マークアップの上限を低くすれば、それは輸入小麦・大麦の政府売渡価格を低める方向に作用します。国産小麦・大麦の販売価格に影響を及ぼすことが心配されるのです。12月の試算では、小麦約62億円、大麦約4億円の減少としています。

加えて、マカロニ・スパゲッティの関税削減なども、輸入ものの価格競争をまねき、国産硬質小麦の国内価格に大きな影響を与えることが心配されます。マカロニ・スパゲッティの関連では、10年前には全く輸入されていなかったデュラム小麦が、近年大量に（例えば2014年には234千トン）枠内で輸入されています。

農林水産省は、国産小麦の安定供給が図られるための環境整備の点検や、さらなる競争力の強化が必要だとしています。その内容は必ずしも明確ではありませんが、国産もののブランド化とその需給調整が必要と考えられます。

なお、2013年度の小麦の全国平均の生産費は、142円/kgですので、経営所得安定対策による交付金（平均105円/kg）があることによって、生産が保たれている状況です。マークアップを削減することは、国際需給の動向や為替レートとも関係しますが、この交付金財源に制約を与える可能性があります。大麦については、自給率が高いが故に、この問題はさらに深刻です。

（3）砂糖・でん粉等

砂糖およびでん粉については、現行の糖価調整制度が維持されます。

ア．砂糖および加糖調整品

砂糖のうち粗糖・精製糖については、詳しい説明は省きますが、現状の生産に特段の影響は見込まれません。農林水産省も、同じ見方です。

注目されるのは、加糖調整品について、新たに関税割当制度が作られたことです。加糖調整品に対する関税撤廃の要請を、関税割当制度を作ることによって対応したのです。

周知のとおり、輸入される粗糖・精製糖については高い調整金が徴収されており、それが北海道の甜菜糖や沖縄・鹿児島のかんしゃ糖振興の財源になっています。ところが砂糖にココア粉等が混ざっていると、たとえ精製糖が50%以上入っていても、調整金を支

払う必要はなく、安い関税を支払うだけで輸入されてきます。その加糖調整品の関税撤廃を避けるために、関税割当が行われたのです。

加糖調製品の 2015 年度における輸入は数量で 50 万トン、金額で 705 億円に達しています。このうち TPP 参加国からの輸入は、数量で 13 万トン、248 億円にすぎません。加糖調整品の輸入先で最も大きいのは韓国で、数量で 17.6 万トン(金額で 183 億円)です。加糖調整品の関税割当は、合計で発効当初 6.2 万トン、最終的(6~11 年目以降)には 9.6 万トンです。この割当数量が、非参加国からの輸入の貿易代替という方向に動くのか、輸入量の増大・価格低下に向かうのか、見極めがたいところがあります。

加糖調整品に関し、農林水産省は、安価な加糖調整品の流入により、糖価調整制度の安定運営に支障が生ずることも懸念される、としています。昨年 12 月の試算では、砂糖の生産額は 52 億円減少するとしています。

加糖調整品については、砂糖と同様、調整金を徴収することとして、法律の改正案を国会に提出しています。これについては後で述べます。

イ. でん粉

でん粉は、とうもろこし、ばれいしょ、さつまいも(かんしょ)、米、小麦等様々な農産物から造られ、原料となる植物によって、性質などが異なります。また、でん粉は、食品のなかで多様に使われるだけでなく、糊など工業用にも使われます。

でん粉の需要量は、2005 年には 300 万トンでしたが、2013 年には 264 万トン程度に減少しています。でん粉の供給は、輸入とうもろこしから製造されるコーンスターチが 85% をしめています。

さて、国内産いもでん粉の価格と、輸入でん粉の価格または輸入とうもろこしから製造されたコーンスターチの価格には、大きな価格差があります。その価格差を縮小するため、砂糖の場合と同様、輸入でん粉またはコーンスターチ製造用の輸入とうもろこしから調整金を徴収し、でん粉原料用いも生産者および国内産いもでん粉製造事業者に対し、交付金を交付する事業が行われています。

この調整金の徴収は、関税割当制度を利用して行われています。関税割当は、コーンスターチ用とうもろこしについては 4,205 千トン、でん粉については 167 千トン行われています。TPP 交渉においては、このうちでん粉の関税割当制度について次の合意が行われました。

でん粉についての割当数量は、ウルグアイ・ラウンドの結果として約束された数量が 157 千トンあります。この数量はカレント・アクセスであり、実際にはそれを 1 万トン上回る割当を行ってきました。TPP 合意では、そのカレント・アクセス数量は動かさないまま、追加割当してきた 1 万トンの中から 7 千 500 トンを TPP 枠として設定することとしています。この割当数量のうち糖化・化工でん粉用のものについては、引き続き調整金が徴収されます。しかし、それ以外の用途(片栗粉等)のものについては調整金が

徴収されません。

次に、特定のでん粉について特定の国を対象とする国別枠が設定されます。具体的には、米国に対してコーンスターチおよびばれいしょでん粉について最終的に 3,250 トン、イヌリンについて最終的に 250 トンです。また、チリに対してイヌリンについて最終的に 50 トンです。この国別枠についても、糖化・化工でん粉用のでん粉については、調整金が徴収されます。他方、イヌリンおよび片栗粉等糖化・化工でん粉用以外のでん粉についての枠内税率は即時無税となり、調整金は徴収されません。

したがって、片栗粉等糖化・化工でん粉用以外のでん粉の枠内税率の引き下げなどにより、国産でん粉の価格が低落するおそれがあります。12月の試算では、国産でん粉の生産額は、12億円減少するとしています。

(4) 牛肉等

ア. 牛肉

牛肉については、日米農産物 12 品目交渉の対象となり、オレンジとともに、1991 年度から自由化（数量割当が撤廃）されました。関税率は、自由化前は 25%でしたが、1991 年度 70%、1992 年度 60%、1993 年度 50%とされました。それがウルグアイ・ラウンドの結果として、段階的に削減され、2000 年度以降、38.5%で推移しています。

TPP 大筋合意では、牛肉関税を発効初年度に 27.8%まで下げ、その後 15 年かけて引き下げ、16 年目からは 9%にすることにしています。38.5%から 9%への引下げは、年数は長くはありますが、引下げ率 77%という大幅な引下げになります。

なお、38.5%という牛肉の実行税率は、関税暫定措置法に基づく暫定税率であり、WTO 協定税率は 2000 年以降も 50%です。その持つ意味は、補論「日本の農産物セーフガード」で説明します。

また、牛肉の関税分類は、大きくは生鮮冷蔵（以下、冷蔵）ものと冷凍ものに区分されます。数量割当時代には、両者が区分されて割当が行われていました。しかし、関税率は、自由化する際に引き上げられた関税率も含め、両者とも同率に設定されています。その後、2014 年に妥結した豪州との間の経済連携協定（日豪 EPA）では、国産ものと競合しやすい冷蔵ものは最終的に 23.5%までの引き下げにとどめたものの、国産ものと競合しにくい冷凍ものは 19.5%まで引き下げることとしていました。ところが TPP 協定においては、冷蔵ものと冷凍ものを区分することなく、最終的に 9%まで引き下げることとなりました。

牛肉については、ウルグアイ・ラウンドの結果として、牛肉特有のセーフガードが行われてきましたが、TPP 協定においてはそれに替わって新たなセーフガードがスタートします。TPP 牛肉セーフガードについては、ほかの TPP 農産品セーフガードとは異なる特例が講じられています。といっても TPP 牛肉セーフガードに大きな役割を期待することはできません。仕組みについては、補論でまとめて説明します。

イ. 牛肉調整品等

牛からは牛肉のほかくず肉や臓器が食用に供されます。くず肉や臓器はさらに細分されて関税が課されます。このほかに、牛の肉は加工調理して輸入される場合があります。それらは牛肉調整品として、また別の関税が課されます。

牛のくず肉のうちほほ肉および頭肉（以下、頭肉等）には、これまで50%の関税が課されてきました。しかし、TPP合意においては、この関税率も16年目から9%に削減されます。なお、頭肉等は牛肉に含めてセーフガードが適用されるようになりました。その仕組みは補論で説明しますが、ほとんど意味はありません。

牛のくず肉のうちテール、アキレス等については21.3%の関税が課されてきましたが、16年目以降関税が撤廃されます。12.8%の関税の牛レバーも16年目以降関税が撤廃されます。牛タンの関税率も12.8%ですが11年目以降撤廃されます。いずれもセーフガードは用意されていません。

ビーフジャーキー、コーンビーフ、牛肉缶詰等牛肉調整品の現行関税率は10%~50%で様々ですが、いずれも16年目以降関税が撤廃されます。これらについてもセーフガードは用意されていません。

ウ. 影響と対応

日本の輸入額は、牛肉で年間3千億円、くず肉・調整品で5百億を超えます。しかも、その輸入のほとんどは、TPP参加国から行われています。TPP交渉では激しい攻防戦があったようです。他方、国産牛肉と輸入牛肉では、ある程度棲み分けができていますと考えられます。牛肉の日本の供給量は、輸入牛肉が60%、国産牛肉が40%でほぼ安定しています。加えて、牛肉についてはウルグアイ・ラウンドの決着前に自由化され、関税割当制度がとれていなかったということもあり、相当大幅な譲歩が余儀なくされたものと考えられます。

農林水産省は、TPP合意による牛肉の関税引下げについて、「輸入牛肉と競合する乳用種を中心に国産牛肉全体の価格の下落も懸念される」としています。このため、「国内の肉用牛生産について、規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など」体質強化対策が必要だとしています。また、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要だとしています。

なお、牛肉については1991年に自由化する際に、肉用子牛生産安定等特別措置法が制定され、牛肉（頭肉等および牛肉缶詰等を含む）の関税を食肉流通の合理化や肉用子牛等対策費の財源に充てることとされました。この牛肉関税の金額は、毎年1千億円程度に達しています。ところがTPP協定が発効していけば、その財源の大半が失われることとなります。こうした状況に対応し、政府は2015年11月25日「総合的なTPP関連政策大綱」において、これまで予算事業として行われてきた肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）を法制化することとしています。これについては、後で述べます。

(5) 豚肉等

日本における豚肉の輸入金額は、ハム・ベーコン等を含めれば、5千億円を超え、牛肉をはるかにしのぎます。

ア. 豚肉

豚肉については、1961年から、牛肉とともに安定価格帯制度による価格安定が図られてきました。その前提となったのは、豚肉輸入の数量割当による輸入量の調整でした。といっても、豚肉については、牛肉のように畜産振興事業団による国家貿易が行われたわけではありません。民間会社に対する数量割当でした。

しかし、ケネディ・ラウンドの結果として、1971年に豚肉輸入が自由化されました。その際に、価格安定制度とリンクした差額関税制度が導入されたのです。その差額関税制度はウルグアイ・ラウンドの結果として変更され、それがさらに参加国に関してはTPP協定によって姿を変えることとなります。

差額関税制度といっても、一定の価格（分岐点価格）より高い単価で輸入される豚肉には5%の従価税を課し、それ以下の単価で輸入される豚肉には、安定価格帯の中心水準の価格（基準輸入価格）と輸入価格との差額を関税として徴収するものです。差額関税と従価税を組み合わせた関税です。分岐点価格は、基準輸入価格を1.05で割り戻した価格ですので、分岐点価格での関税は、差額関税と定率関税が同額になります。

ウルグアイ・ラウンドにおいては、基準時の関税率から最低でも15%の関税引下げが求められるとともに、差額関税部分については最低輸入価格制度であるとして、制度の変更が求められました。そこで、差額関税部分は、従量税に変換し、従量税課税後の価格が基準輸入価格を上回る場合には、上まわる分の従量税額は免税することになりました。この免税により、輸入価格に従量税額を加えた金額が一定の価格水準で横ばいになる関税をスライド関税といいます。なお、ウルグアイ・ラウンドにおいて、豚肉関税は従価税部分および従量税部分とも15%の関税引下げを行うこととなりました。

この改正によって、2000年度以降、従価税は4.3%、従量税は482円/kg（部分肉の場合、以下同じ）となり、基準輸入価格は546.53円/kg、分岐点価格は524円/kgとされることとなりました。一見してわかるとおり、従量税の482円/kgという税率は、基準輸入価格等に比べて極めて高率です。したがって、差額関税制度を従量税制度に転換したといたしながら、実質的には差額関税制度が維持されたのです。

差額関税制度は実質的には維持されたのですが、その後の経過をみますと豚肉輸入は大幅に増加し、国内生産は停滞しています。具体的にいえば、豚肉輸入量は、1994～2014年度までの20年間に68%増加しました（食料需給表ベース）。他方、国内生産量は9%減少しています。そういう状況の中で、TPP交渉において関税撤廃を迫られてきたのです。

なお、豚肉については、関税定率法上の生活関連物資として、国内卸売価格が安定上位価格を超えるときには、豚肉の輸入関税を軽減または免除する仕組みがあります。豚

肉の輸入価格が高くなれば関税の減免によって、安く供給される仕組みが備わっているのです。しかし、TPP 協定の発効に伴って、豚肉についてはこの仕組みから外されることになっています。

さて、今回の TPP 合意によって、従価税（4.3%）は段階を経て最終的には撤廃されます。具体的には発効初年度に 2.2%まで引き下げ、その後段階的に引き下げて 10 年目にはゼロとします。

また、従量税額は 482 円/kgから最終的には 50 円/kgへと大幅に引き下げられます。具体的には、初年度に 125 円/kgまで引き下げて 4 年間そのまま推移し、5 年目には 70 円/kgとされ、その後段階的に引き下げ、10 年目以降 50 円/kgとなります。

したがって、TPP 参加国から輸入される豚肉については、最終的には従量税額がスライドする部分が、輸入価格が 474 円/kgから 524 円/kgまでのごく狭い範囲に限定されます。農林水産省の説明によれば、定額の従量税額を 50 円/kgへと大幅に引き下げた根拠は、これまでの差額関税の徴収額が平均 23 円/kgと低かったことにあります。それを分岐点価格で定率に換算すれば、4.38%であり、現行の従価税率と 0.08%の差しかありません。すなわち、従量税が適用されている豚肉にしても、分岐点価格にきわめて近い価格で輸入されてきているのです。こうした輸入価格は、モモ肉のように安い部位とロースのように高い部位とを組み合わせる輸入（コンビネーション輸入）することにより、実現されています。

豚肉についても、TPP 合意においてセーフガードが措置されています。しかし、現在行われている農産物特別セーフガードや豚肉関税緊急措置も、TPP 参加国には適用されなくなる上、TPP 協定による豚肉セーフガードはほとんど発動される見込みはありません。詳しくは、補論を参照してください。

イ. 豚肉調整品等

豚のくず肉のうち臓器以外のものについての関税率は、豚肉と同じで、TPP 合意による関税引下げも豚肉と同じです。豚の臓器については、現行 8.5%の従価税が賦課されていますが、レバーは 11 年目から、それ以外の臓器は 8 年目から撤廃されます。次に、ソーセージには 10%の関税が賦課されていますが、6 年目で撤廃されます。トンカツ等は 20%の関税がこれも 6 年目で撤廃されます。

ハム・ベーコン等（豚肉または豚のくず肉に塩蔵または燻製等の加工を行ったものを含む。以下同じ）については、現在、分岐点価格（897.59 円/kg）を超えるものは 8.5%の従価税、分岐点価格以下で輸入されるものについては従量税（615.85 円/kg－輸入価格×0.6）が課されます。すなわち、ハム・ベーコンの従量税については、安く輸入した分を全部差額関税で吸収するのではなく、一部分ですが、輸入業者のメリットになるような仕組みになっています。

しかし、ハム・ベーコン等の関税率は、TPP 合意により、従価税部分も従量税部分も

発効初年度に半減し、11年目からはゼロになります。すなわち、ハム・ベーコン等については、従来は原料である豚肉以上に手厚い保護が行われていましたが、11年目以降は関税保護が行われなくなります。なお、ハム・ベーコン等についてもセーフガードが行われますが、ほとんど意味はありません。補論をご覧ください。

ウ．影響と対応

農林水産省は、差額関税制度が維持されることによって引き続きコンビネーション輸入が行われると見込まれること、我が国以外での豚肉需要が急激に伸びていることを理由として、当面、輸入の急増は見込みがたいとしています。他方、長期的には、従量税額的大幅引き下げによって、低価格部位の輸入の増大が否定できないとしています。

また、ハム・ベーコン等については、日本国内で生産されているハム・ベーコンの原料が主として輸入冷凍豚肉であることを根拠として、つまり、ハム・ベーコンの輸入が増えれば、冷凍豚肉の輸入が減ると考えて、国産豚肉への影響は限定的と見込んでいます。筆者は、これについては、少し楽観的にすぎると考えますが、輸出戦略をも視野においた場合には、そういう選択肢しかなかったのでしょうか。

豚肉の国内対策の対応方針は、牛肉の場合と同様ですが、2015年11月の「総合的なTPP関連政策大綱」において、これまで予算事業として行われてきた養豚経営安定特別対策事業（豚マルキン）を法制化することとしています。これについては、後で述べます。なお、豚をと畜する際のと畜検査は都道府県の職員が行い、と畜検査料は都道府県ごとに決まっていますが、都道府県によりかなり大きな差があるようです。産地処理推進の観点から、豚肉移出県におけると畜検査料については、その財源措置を見直すべきではないでしょうか。

（6）乳製品

乳製品の輸入制度は大変複雑です。これは乳製品の原料である生乳が腐りやすいこと、乳製品の種類が多様であること、政策により生乳の需給調整が行われていることなどに由来します。しかも牛乳・乳製品の需要は、2000年をピークに減少傾向にあります。したがって、需要が減少する中で、関税撤廃を原則とするTPP交渉に対応することになったのです。

乳製品の輸入額は、豚肉、牛肉に比べてはるかに小さく、2014年で1,800億円程度です。しかし、乳製品の輸入は、国内の生乳需給に与える影響が大きいと考えられます。また、輸入の特徴としては、チーズの輸入が多いこと、TPP参加国のうち豪州、NZ、米国からの輸入が多いことがあげられます。

ア．バター・脱脂粉乳

バターと脱脂粉乳の関係は、生乳からバターを製造すれば脱脂乳が生産され、脱脂乳

は輸送・貯蔵に便利な脱脂粉乳にされるという関係にあります。したがって、バター・脱脂粉乳の輸入は、国内でのバターまたは脱脂粉乳のそれぞれの需給の不均衡を調整する面もあります。バター・脱脂粉乳の輸入は、農畜産業振興機構が行う国家貿易による輸入、用途を定めた関税割当による輸入、または高い関税を支払っての枠外輸入で行われています。

バター・脱脂粉乳については、TPP 合意においても引き続き、農畜産業振興機構による国家貿易を存続させ、関係関税率も据えおかれしました。また、カレント・アクセス数量（13.7 万トン（生乳換算））も据えおかれしました。ただし、TPP 合意においては、バター・脱脂粉乳について、関税割当の TPP 枠が設けられました。

この TPP 枠によるバター・脱脂粉乳の輸入は、民間によって行われ、その枠内税率は 11 年目から定率部分だけになります。この TPP 枠は、生乳換算でバターと脱脂粉乳別々に決まっていますが、合計では当初 6 万トンとされ、順次拡大されて 6 年目には 7 万トンとなります。

この関税割当の TPP 枠の数量は、特に問題ないと考えられます。カレント・アクセス数量を超える数量のバター・脱脂粉乳の輸入が、生乳換算で 2014 年度 18.8 万トン、2015 年度 15.6 万トン行われているからです。

価格の面ではどうでしょうか。この TPP 枠における枠内税率は、初年度はバター 35% + 290 円/kg、脱脂粉乳 25% + 130 円/kg です。その後、徐々に削減され、くり返しになりますが、11 年目からはゼロになります。他方、農畜産業振興機構が国家貿易で輸入するバターには 35%、脱脂粉乳には 25% の関税が課され、加えて農畜産業振興機構がマークアップを徴収しています。農水省の資料によると、最近 5 年間のマークアップは、バターで 77 円/kg ~ 649 円/kg、脱脂粉乳で 32 円/kg ~ 238 円/kg だそうです。したがって、TPP 枠の枠内税率の定額部分が引き下げられていき、撤廃されれば、この TPP 枠には大きなメリットが発生します。もっとも、関税割当数量が限定されていますので、大きな心配は必要ないのかも知れません。

イ. ホエイ

ホエイは、チーズ製造の際にでてくる液体で、乳糖、水溶性蛋白質、灰分などを含有しており、濃縮したり、粉末にしたりして菓子類や化粧品の原料などに使われます。生乳の成分には、良質の蛋白質が含まれていますが、それはカゼイン蛋白とホエイ蛋白に分かれ、このうちカゼイン蛋白はチーズになり、ホエイ蛋白がホエイに残っています。ホエイはもともと豚の飼料などに使われていましたが、濃縮・粉末化する技術などが発達し、用途が広がっています。

ホエイ全体の輸入額は、2014 年で 170 億円程度であり、そう大きいわけではありません。国別にみると、米国のシェアが金額ベースで全体の 26% と最も大きく、次いで大きいのはシンガポールの 15% です。シンガポールのような都

市国家からも大量に輸入されていることも、ホエイというものの性格を表しているといえましょう。

現在のホエイの輸入は、バター・脱脂粉乳の輸入と同様、農畜産業振興機構が行う国家貿易による輸入、用途を定めた関税割当による輸入、または高い関税を支払っての枠外輸入で行われます。この枠外輸入の関税率は、29.8%+425 円/kg (脂肪 5%以下のもの) または 29.8%+687 円/kg (脂肪 5%超のもの) です。なお、加工原料乳等生産者補給金等暫定措置法の規定により、枠外税率の定額部分のうち 326 円/kg (脂肪 5%以下のもの)、552 円/kg (脂肪 5%超のもの) は調整金として農畜産業振興機構へ納入されます。

TPP 合意では、ホエイの区分に蛋白質含有率 25%未満、25%~45%、45%以上の区分を加えます。その上で、その枠外税率について、脂肪区分にかかわらずいずれの枠外関税率についても、初年度、砂糖を加えたものにあっては 35%+40 円/kg と定率部分は引き上げ、定額部分を大幅に引き下げ、それ以外のもの (砂糖を加えてないもの) にあっては 25%+40 円/kg と定率部分、定額部分とも引き下げ、その後定率部分および定額部分とも段階的に引き下げていきます。このうち蛋白質含有量が 25%未満のものは、16 年目以降はゼロ、25%~45%のものは、21 年目以降はゼロ、45%以上のものは、6 年目以降はゼロとなります。試みに、脂肪分 5%以下の食用ホエイを TPP 参加国から枠外で 1 kg を輸入した場合の関税を試算してみます (輸入単価は、TPP 参加国からの 2015 年のホエイの輸入平均単価 284 円/kg を使用します)。

発効前：(284 円×29.8%+99 円) +326 円=510 円

発効直後：(284 円×35%+40 円) =139 円

TPP 協定発効直後に、ホエイの枠外税率は劇的に低下します。念のため申しあげておけば、TPP 協定発効と同時に、農畜産業振興機構が徴収している定額のマークアップ(調整金、326 円/kg)は、TPP 参加国からは徴収されなくなります。

ホエイの輸入量のうち枠外の輸入量は、2015 年暦年の数量ベースで 1.4%にすぎません。これはホエイ輸入の大半が飼料用、乳幼児用だからです。確かに、それらのホエイ需要が増大するとは考えられません。しかし、ホエイの用途開発も進められています。そうした中で、高い枠外税率が TPP 発効初年度に大幅に引き下げられ、最終的には撤廃されます。したがって関税が撤廃された段階では、ホエイの輸入量が増大することも考えられるのではないのでしょうか。先に申しあげたとおり、ホエイはチーズ生産の副産物です。ホエイの輸入自由化は、ホエイの有効利用を促すでしょうが、他方でチーズ生産にも大きな影響を与えることが考えられます。

なお、蛋白質含有率 25%未満のものおよび 25%~45%のものについては、関税率引き上げというセーフガードを用意されています。しかし、補論において述べますが、実効性には疑問があります。

以上のほか、乳製品調製品の関税引下げ、無機質濃縮ホエイ、育児用調製粉乳用ホエイまたはホエイパーミエイトに国（豪、NZ、米国）別の関税割当が行われることになりましたが、説明を省略します。

ウ. チーズ

チーズは乳製品のなかで最も輸入金額が多い品目で、2014 年には 1,257 億円に達し、その 7 割以上が TPP 参加国、特に豪州、NZ、米国に集中しています。チーズに特徴的な輸入制度としては、抱合せ制度があります。チーズのうちプロセスチーズ原料用チーズについて、国産品の使用を条件（国産品：輸入品 = 1：2.5）に、無税輸入を認める制度です。

抱き合わせ制度で関税割当を受けた数量は、例えば 2015 年度では 63 千トンですが、この割当数量は国内需要や国内生産の伸びに伴って徐々に拡大してきています。なお、関税割当は、「チーズおよびカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの」です。プロセスチーズの原料として使われるものですから、ナチュラルチーズに限定されるものではありません。

実際の輸入量をみると、例えば 2015 年では 232 千トンであり、大部分が関税割当によらない輸入です。

TPP 大筋合意では、抱合せ制度は維持しつつ、フレッシュチーズ、おろしおよび粉チーズ、並びにその他のチーズ（CHEDDAR、ゴーダ等。ただしソフトチーズ（カマンベール等）は除く）については段階的に関税率を削減し、16 年目に関税を撤廃することとしています。

また、プロセスチーズの一部（関税率 40%）について、TPP 合意では、関税率を維持したまま、新たに国（豪、NZ、米国）別関税割当を行うことにしています（各 100 トン→11 年目 150 トン。枠内税率 40%→0%）。

注目されるのは、チーズの輸入価格です。2015 年の数値をとってみると、TPP 参加国からのチーズの輸入価格は 49 円/kg ですが、EC 諸国を中心に TPP 非参加国からのチーズの輸入価格は 76 円/kg です。すなわち TPP 非参加国からの輸入チーズは、TPP 参加国からの輸入チーズより、5 割以上も高いのです。TPP 協定によって TPP 諸国からの安いチーズがさらに安く入手できるようになったからといって、貿易代替が生じるとは考えられません。

エ. その他の乳製品

(ア) 全粉乳

全粉乳についても国家貿易と枠外税率が維持されます。ただし、これまで枠外とされてきた輸入について、新たに関税割当が行われます。枠数量は6年目まで増加し、枠内税率は11年目まで引き下げますが、撤廃はしません。これとは別枠で、関税割当で国産全粉乳との抱き合わせ輸入が行われます（国産：輸入＝1：3）。

(イ) れん乳

れん乳についても国家貿易と枠外税率が維持されます。ただし、これまでの枠外とされてきた輸入について、新たに関税割当が行われます。関税割当は、加糖れん乳と無糖れん乳に区分して行われますが、枠内税率はともに初年度から撤廃されます。

(ウ) 無糖ココア調整品

チョコレート製造用の無糖ココア調整品については、現在でも関税割当が行われ、たとえば2014年の場合、枠内（関税は無税）で15.5千トン、枠外（関税率は21.3%）で23.5千トンの輸入が行われています。TPP合意では、チョコレート製造用の無糖ココア調整品について、関税割当で国産全粉乳1：輸入3の抱き合わせが行われることになりました。また、その他の無糖ココア調整品についても関税割当が行われます。

(エ) 調整食用脂

バターの含有量が全体の15～30%未満の調整食用脂については、現状21.3%の従価税です。これに新たに関税割当が行われることになりました。その枠内税率は11年目に10.6%になります。

(オ) アイスクリーム等

アイスクリームの関税（21%～29.8%）は、大幅に削減しますが、撤廃はしません。フローズンヨーグルト（26.3%、29.8%）は、11年目で関税を撤廃します。

オ. 影響と対応

農林水産省はバター・脱脂粉乳についてのTPP枠の創設に関して、国内需給への悪影響は回避される、としています。ホエイやチーズの関税撤廃等により、加工原料乳の乳価の下落も懸念されるとしています。このため、規模拡大等による生産コストの削減や品質向上などに加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要だとしています。

次に、2015年11月25日付けの農林水産省「農林水産分野におけるTPP対策」では、「生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化」することとしています。これについては、後で述べます。

なお、需要が増えると見込まれるチーズについては、抱き合わせを拡大することとしています。しかし、抱き合わせ制度は、チーズの品質や個性をないがしろにします。国産チーズの品質や個性を伸ばす施策が必要だと考えられます。

(7) 果実等

ア. りんご等

りんご（生果）の生産は2103年産で74万トンです。また、輸入は2.3千トン、輸出が19.4千トンとりんごは我が国の主要輸出品です。輸入関税率は現在17%です。TPP合意では、これを初年度に12.8%とし、以降毎年同じ割合で削減し、11年目に撤廃します。TPP参加国の輸入関税をみますと、米国、カナダ、豪州、NZ等6カ国で既に無税であり、他の国も最長で11年目に撤廃することになっています。

他方、りんごジュースの関税については、しょ糖含有率などによって現行で19.1%～34%（または23円/kgの高い方）まで分散していますが、最長のもので11年目に撤廃します。りんごジュースは、輸入品の割合が既に需要の8割を超えており、国産のりんごジュースは、差別化が図られていると農林水産省はみています。なお、りんごジュースの7割は中国から輸入されており、TPP参加国からは18%（うち9%が豪州）にとどまっています。

イ. ぶどう等

ぶどうには季節関税が17%（3月～10月）または7.8%（11月～2月）課されますが、即時撤廃されます。味や外観等で差別化できているからです。

ぶどうジュースについても19.1%以上の関税がかけられていますが、低い関税のものは即時、それ以外のものも6年目または11年目以降撤廃されます。

ワインには15%または125円/Lのいずれか低い方の関税が課されています（そのほかに80円/Lの酒税）。TPP合意によって、ワインの関税は7年で撤廃されます。周知のようにワインの価格は、銘柄によって大きな開きがあります。それらが考慮された結果だと考えられます。

ウ. さくらんぼ

さくらんぼの栽培面積は、2007年の4,960haをピークにその後減少傾向にあり、2015年では4,440haとなっています。栽培面積が最も大きいのは山形県ですが、北海道は2位につけています。

さくらんぼの生産量は、19千トン（2014年産）です。他方、輸入は2000年頃には17千トンもありましたが、その後減少し、2014年には5,354トンとなっています。国産さくらんぼの価格は、輸入ものに比べて8割方高いのに、輸入量は減少しています。

さくらんぼには、8.5%の関税がかかっていますが、TPP合意においては、初年度にその50%を削減し、その後段階的に削減し、6年目に関税撤廃することとなっています。

エ. オレンジ等

オレンジは季節関税で、12月から翌年5月までに輸入されるものには32%、6月から

11月に輸入されるものには16%の関税が課されています。TPP協定によって、4月～11月の関税は6年目から、12月から3月までの関税は8年目から関税が撤廃されます。この12月から3月までに輸入されるオレンジについては、セーフガードが措置されます。補論でのべますが、セーフガードが意味を持つとは考えられません。

オレンジジュースについては、「29.8%又は23円/kgの高い方」等の関税が課されていますが、長いもので11年目以降撤廃されます。

その他の果物関係の合意内容は省略します。いずれも即時または若干の引下期間の後、関税が撤廃されます。

オ. 影響と対応

農林水産省は、果物関係について、TPP合意による影響は限定的と見込まれるとされています。しかし、長期的には、価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化策対策の検討が必要としています。

(8) 野菜

野菜の輸入額は、2014年には5千億円を超えています。その半分以上は中国からの輸入であり、TPP参加国からの輸入は全体の25%ほどです。野菜にかけられる関税は概して低く、多くの野菜関税が撤廃または期間を定めて撤廃されています。

ア. たまねぎ

たまねぎ関税は現在次のとおりとなっています。①輸入価格が67円/kg以下のもの：8.5%、②67円/kg～73.7円/kg以下のもの：73.7円/kg又は輸入価格×.085のいずれか低い価格－輸入価格、③73.7円/kgを超えるもの：無税

TPP合意においては、①および②について「6年目で関税撤廃」としています。

なお、たまねぎ輸入の動向を調べてみると次のようなことが注目されます。まず、中国のウェイトがきわめて大きく、2番手である米国からの輸入量は中国の11%程度にとどまっていることです（最近3カ年平均）。次に、月別の輸入量を国別にみると、中国からの輸入はほぼ万遍なく行われているのに対し、米国からの輸入は10月から2月までに集中しています。また、豪州・NZ産のたまねぎは、3月から7月に集中しています。

次に、全体の輸入量のうち、9割近くが67円/kg以下のもので占められています。国別にみると、67円/kg以下のものが最も多い輸出国は、米国です。その観点からみると、たまねぎの関税撤廃により、最も大きな利益を享受するのは米国だとみてよさそうです。他方、北海道産のたまねぎは、10月から2月までが出荷最盛期になります。したがって、北海道産のたまねぎは、米国産たまねぎの関税引下げによって輸入が増加し、あるいはそれによって価格が低下するという影響を受ける可能性があると思わなければならないでしょう。

なお、以上述べたのは、生鮮たまねぎですが、このほかに切りきざみあるいは粉状に

した乾燥たまねぎの輸入があります。これが最近増えており、2014年にはじめて6千トン台にのせ(6,252トン)ました。輸入先は、半分以上が米国です。この乾燥たまねぎの関税率は、現在9%ですが、TPP合意で「6年目で関税撤廃」されます。

イ. ばれいしょ

ばれいしょは、なまのものは植物防疫上の観点から原則として輸入できませんが、冷凍のものは検査を受ければ輸入できます。冷凍物のばれいしょは2014年に2万トン輸入されていますが、なんといっても多いのは調理したばれいしょです。2014年には31万トン、439億円が輸入されています。輸入先は、米国が圧倒的シェアをもっています。

現行の関税率は、4.3%から13.6%の間です。TPP合意では、いずれも関税撤廃ですが、多くのものが4年から11年かけて撤廃することとなっています。

ウ. かぼちゃ

かぼちゃの国内生産量は、20万トンから23万トン程度で推移しています。他方、年間10万トンから12万トン程度のかぼちゃが輸入されています。主な輸入先国は、NZおよびメキシコです。他方、価格は、国産ものの卸売市場価格が200円/kg近くしているのに、輸入価格は70円/kgから90円/kgです。

かぼちゃには3%の関税がかかっていますが、TPP合意においては、即時撤廃することとしています。

エ. アスパラガス

アスパラガスの国内生産量は年間約3万トンで、輸入量は2012年15千トン、2013年11千トン、2014年12千トンと推移しています。他方、国産ものの卸売市場価格が1,162円/kgに対し、輸入価格は642円/kgです(2014年)。主な輸入先国は、メキシコ、豪州、ペルーです。

アスパラガスの関税率も3%ですが、TPP合意においては、即時撤廃することとしています。

オ. にんじん

にんじんの国内生産量は年間約60万トンで、輸入量は7~8万トンです。主たる輸入先国は中国で、一部NZからの輸入もあります。価格は、国産ものの卸売市場価格が119円/kgであるのに対し、輸入価格の平均は48円/kgです(2014年)。

にんじんの関税率も3%ですが、TPP合意においては、即時撤廃することとしています。

(9)その他

ア. 雑豆等

雑豆（小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等）については、1995年に自由化され、それ以後、その供給を安定させる手段として一括して関税割当が行われてきました。その割当数量は、もともと12万トンを基準として考えられていましたが、最近では7万トン程度にとどまっているようです。その背景には、餡などの需要減少がありますが、加糖あんの輸入増加も影響していると考えられます。なお、輸入先としては中国が多いのですが、いんげんについてはカナダ、米国など TPP 参加国からの輸入が82%を占めます（2014年）。

これまでの関税割当では、枠内税率は10%、枠外税率は354円/kgです。TPP合意では、雑豆のほとんどで、枠外税率を据えおいたまま、枠内税率を即時撤廃しています。もっとも、さやなし乾燥えんどうについては、枠外税率（354円/kg）を11年目に撤廃することとしています。したがって、11年目以降はさやなし乾燥えんどう部分についての関税割当は、TPP参加国では機能しないこととなります。さやなし乾燥えんどうの主要輸出国は、カナダを初めとする TPP 参加国ですから、さやなし乾燥えんどうについて輸入の調整がきかなくなり、それがえんどう、ひいては雑豆の価格低下をもたらす可能性があると考えられます。

なお、大豆については、輸入額も2千億円近くになっていますが、関税はすでに撤廃されています。

イ. そば

そばの作付面積は、近年増加しています。2010年の47.7千haが2014年には59.9千haとなっています。北海道が最大の生産地です（2014年36%）。また、そばの単収は変動が大きいのですが、国内生産量は2010年の29.7千トンが、2014年には不作であったにもかかわらず31.1千トンとなっています。他方、そばの輸入は、2010年の7万トンが2014年には5万トンと減少しています。国産そばの振興に伴って、輸入が減少しているものとみられます。輸入先国は、中国が最大で、米国からの輸入が2位です。

そばの関税率も3%ですが、TPP合意においては、即時撤廃することとしています。

ウ. こんにゃく

こんにゃくは、こんにゃく芋とこんにゃく製品の形で輸入されています。こんにゃく芋は「切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかどうかを問わない」とされています。こんにゃく芋については、ウルグアイ・ラウンドの際に、数量割当が自由化され、関税割当となりました。最近3年間の割当数量はいずれも267トンです。

こんにゃく芋の関税率は、枠内税率が40%、枠外税率が2,796円/kgです。こんにゃく製品の関税率は21.3%です。TPP合意では、こんにゃく芋の枠内税率はそのまま据えお

き、枠外税率は 6 年目に 2,377.6 円/kgへ 15%引下げます。こんにゃく製品の関税率も 21.3%から 18.1%へ引き下げることとしています。

こんにゃくの輸入をみると、輸入のほとんどがこんにゃく製品の輸入で、こんにゃく芋の輸入はわずかです。もっとも、こんにゃく製品の輸入量はこの 10 年間にかなり減少していますが、こんにゃく芋の輸入量は増加しています。ところが増えているのは、枠内税率によるものではなく、枠外税率によるものです。なお、こんにゃく芋の主な輸出国はミャンマー、こんにゃく製品の主な輸出国は中国です。TPP 参加国からの輸入は、最近、ベトナムからの輸入が行われるようになった程度で、ごくわずかです。

3. TPP 対策の概要

(1) TPP 関連政策大綱

政府は、2015 年 11 月に TPP 関連政策大綱を作成しました。その基本的な認識は、TPP によって人口 8 億人という巨大市場が創出されたというところにあります。関税の撤廃などで巨大市場が「創出された」というのはいささかオーバーな表現ですが、それを活用しようというのが基本的姿勢です。

特に強調されているのが、関税の撤廃・削減だけでなく、サービス・資本の自由化、知的財産、電子商取引、国有企業、労働、環境などの幅広い分野で新しいルールを構築している点の効果です。しかし、そのことによって新しい需要（市場）が生まれ、参加国の国民が豊かになる道筋は明らかではありません。

他方、農林水産業については、①特に重要品目について引き続き再生産可能となるよう、また、②農林水産業全体について成長産業とするために、万全の対策を講ずる必要があるとしています。農林水産業に関しては、「引き続き再生産可能となるよう」と守りの姿勢を明確にしながら、他方で「成長産業とするために」と攻めの姿勢を明確にしています。

総合的な TPP 関連政策大綱においては、農林水産業に関しては、①攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）と、②経営安定・安定供給のための備え（重要 5 品目関連）に分けて対策を明らかにしています。前者は予算であり、後者は法制度そのものまたはその運用の改正です。

(2) TPP 関連施策

さて、政府は 2015 年度の補正予算において、TPP 関連施策として 3,122 億円を計上しました。表 2 も参考にしながら、いくつか特徴的な点および施策について説明します。

ア. 総額について

TPP 関連の予算額は、3 千億円余とガット・ウルグアイ・ラウンド対策費に比べると少額です。ウルグアイ・ラウンド対策費は事業費ベースで 6 兆円、国の予算額ベースで 2

兆8千億円でしたから比べものになりません。

このように対策予算額が減少した理由は何でしょうか。四つの要因があると考えられます。一つは、政治的要因です。ウルグアイ・ラウンドのときには、政治的に不安定で、合意の時点と対策の時点では政権与党が替わっていました。それに対して TPP 交渉ではスタートの時から合意・対策の時点まで、同じ政権が担当しています。

二つは、財政的要因です。ウルグアイ・ラウンドのときには、バブル崩壊後の財政拡張期で農林水産予算も大幅に拡大していました。TPP 交渉時点でも決して経済は順調ではありませんが、かつてのように財政を拡大する雰囲気はありません。

三つは経済的要因です。ウルグアイ・ラウンド合意または対策を講じた時期は、為替レートが円高基調で推移していました。それに対し、今回は交渉が開始され合意にいたるまで円安基調で推移しています。関税撤廃しても円安がそれをカバーするかのような印象を与えるのです。

四つは、農業の見方の問題です。先に述べたように、TPP 関連政策大綱では農林水産業全体を成長産業化し、農産物等の輸出を促進する構えです。輸出を推進する一方で国内助成を大幅に増加することはできません。

表2. TPP関連政策大綱に基づく施策

単位:億円

項目	補正予算額	備考
(1)担い手育成	543	
①担い手確保・経営強化支援事業	53	機械・施設の融資残補助
②担い手経営発展支援金融対策	100	実質無利子化
③農業法人経営発展支援投資育成事業	10	出資
④農地の大区画化・汎用化	370	農業基盤整備事業(公共)
⑤中山間地域等担い手収益力向上支援	10	市町村補助
(2)国際競争力の強化	1,057	
①産地パワーアップ事業	505	経営補助
②水田の畑地化・畑地等の高機能化	406	農業基盤整備事業(公共)
③革新的技術開発	100	技術対策
④加工施設再編等	46	工場等の再編整備支援
(3)畜産・酪農収益力の強化	831	
①畜産クラスターでの収益力強化	610	経営補助
②畜産クラスターでの草地整備	164	草地畜産基盤整備事業(公共)
③生産力強化対策	30	技術対策
④雑草駆除	7	公共牧場等支援
⑤畜産体質強化支援	20	利子補助
(4)輸出等需要フロンティアの開拓	120	
①輸出促進緊急対策	33	輸出体制・技術等支援
②輸出拡大施設整備	43	輸出拡大用共同利用施設
③外食産業等との連携	36	新商品の開発等
④おみやげ販売促進	4	受入体制整備
⑤国産食品への理解促進	4	新商品開発等
(5)林野関係	292	合板・製材生産性強化等
(6)水産関係	280	漁船、施設導入等支援
合計	3,122	

資料:農林水産省「平成27年度農林水産関係補正予算の概要」

イ．経営対策等

農業関係の TPP 対策は、四つの目的に整理されています。担い手育成、国際競争力の強化、畜産・酪農収益力強化および輸出等需要フロンティアの開拓です。公共事業もそれぞれの目的の中で、位置付けられています。公共事業の予算額は、TPP 関連対策費の約 30%で、2015 年度当初予算に占める公共事業費割合に比べわずかに高くなっています。

非公共事業の中で特に注目されるのは、個別の農業経営に財政支出を行う事業が充実していることです。担い手経営発展支援金融対策は、スーパーL 資金に利子補助を行って実質無利子化する事業で 100 億円は利子補助額です。

農業法人経営発展支援緊急対策は、2014 年の法律改正によって、日本政策金融公庫が加わったファンド（投資事業有限責任組合）も、農業生産法人の構成員・議決要件について特例が設けられ、気にすることなく、出資できるようになったことが背景にあります¹。10 億円の予算額は、日本政策金融公庫に交付され、ファンドへの出資に使用されま

す。畜産クラスター事業（正式には、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業）と産地パワーアップ事業では、個別経営（個人または法人）への補助が認められています。ともに、非公共の補助事業としては異例の 610 億円、505 億円という金額を計上しています。ともに補助対象となるのは、農業用機械、農業施設などです。農業用機械についてはリース方式で導入する場合に、本体価格の 1/2 の範囲内でリース会社に補助金が交付されます。農業施設については事業費の 1/2 の範囲内で事業主体に補助金が交付されます。

国からの補助金の交付は、民間団体（畜産は中央畜産会、耕種作物は日本特産農産物協会）に対して行われ、財政資金が基金化してあります。補助金は、その民間団体から、都道府県を通じてリース会社または事業主体に交付されます。

補助を受けるためには、事業主体が、畜産クラスター計画または産地パワーアップ計画において、取り組みの中心的な経営体として位置付けられていることが必要です。畜産クラスター計画を作成するのは、畜産クラスター協議会です。

産地パワーアップ計画を作成するのは、地域協議会です。地域協議会とは、経営所得安定対策の関係で定められている地域農業再生協議会のほか、地域担い手育成総合支援協議会または果樹の関係では果樹の産地協議会が該当します。具体的には、市町村に照会するのがよいでしょう。

¹ このときの改正によって、株式会社形態のファンドだけでなく、投資事業有限責任組合によるファンドの形成も認められるようになった。また、日本政策金融公庫もファンドに出資できるようになった。さらに、地方公共団体、農協、農協連および農林中央金庫または日本政策金融公庫が、議決権の過半数を持つファンドは、農業生産法人（2016 年 4 月からは農地所有適格法人）の議決権要件において、特別の扱いを受けることになった。なお、同月に施行された農地法の改正によって、会社形態の農地所有適格法人における構成員要件が廃止されるとともに、議決権要件も大幅に緩和された。

(3) 制度の改正

農林水産関係では、TPP 協定を批准するに当たって、法律改正を必要とする事項はありません。しかし、甘味資源作物、畜産関係では、TPP 協定による影響を緩和するために、制度を改正することとしています。

ア. 甘味資源作物

甘味資源作物の関係では加糖調整品については新たに関税割当制度を行い、枠内税率を引き下げることとしています。したがって、加糖調整品の輸入量が増加することが考えられます。加糖調整品の輸入が増加すれば、粗糖の輸入が減少し、現行の糖価調整制度の安定運営に支障のことが心配されます。

そこで、砂糖含有率の高い加糖調整品について、粗糖の場合と同様、調整金を徴収し、国内産糖への交付金財源とすることとしています。この場合の調整金の徴収は、TPP 参加国以外から輸入される加糖調整品からも徴収する予定にしています。また、調整金の徴収は、TPP 協定の関税割当によって輸入される加糖調整品を除き、それ以外の加糖調整品から行う方針のようです。また、調整金の単価は、枠外税率（すなわち現行税率）の範囲内（枠外税率－1%）になります。この場合の1%は、提案されている関税暫定措置法の改正案による暫定税率です。

イ. 牛肉・豚肉

TPP 協定による牛肉および豚肉の関税引下げは、単品としては国内生産に最も大きな影響がでると見込まれています。対策は、単に予算による補助事業としてきた二つの事業、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）および養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法律に基づく事業にしようとしています。

ただし、制度としてはもっと基本にさかのぼって行われることとなりました。牛肉および豚肉については、法制度の上では、1961年から畜産物価格安定法に基づき、それらの国内価格を安定させることとしています。しかし、制度ができた頃と異なり、牛肉では約6割、豚肉でも約5割が輸入物になっています。こうした状態では国内産保護のために国内価格を維持するのはほとんど不可能です。そこで、TPP 協定によって関税率の引下げに合意したことを契機として、畜産物価格安定法を畜産経営安定法とすることとしています。

具体的には、二点あります。一つは、価格低落時に行うことになっている牛肉・豚肉の買入事業を廃止することです。二つは、予算措置として行っている牛マルキンおよび豚マルキンを法律に基づく事業とすることです。その際、これまで8割だった補てん率を9割とします。また、豚マルキンではこれまで積立金の生産者負担割合が1/2でしたが、これを1/4に引き下げます（牛マルキンでは引き続き1/4）。

なお、牛肉関税は年間約1千億円にのぼるとみられ、それが両マルキン事業の貴重な

財源となっています。TPP 協定の発効によって最終的にはその 8 割程度が失われるのではないかと考えられます。したがって、TPP 協定発効後は、両マルキン事業の予算額確保が重要な課題となります。もっとも、この事業は、WTO 農業協定上は黄色の施策と位置付けられますので、財政投入額は引下げの方向にならざるをえないでしょう。

また、これは法律の改正にはなりません、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく肉用子牛生産者補給金制度も充実されます。

ウ. 牛乳乳製品

牛乳乳製品については、牛肉、豚肉に次いで大きな影響が出ると見込まれています。これに対し、農林水産省は、現在の加工原料乳生産者補給金制度を見直すこととしています。見直しは二点です。一点は、政令改正により、原料の生乳が補給金の対象となる指定乳製品に生クリーム等を加えることです。二点は、現在バター・脱脂粉乳等向けの生乳とチーズ向け生乳の二本立てになっている補給金単価を、生クリーム等向けの生乳も含め、一本化することです。

この措置は、乳製品需要に応じた柔軟な生乳供給を促進することになるでしょう。現在の制度では、生乳生産者団体と乳業メーカーの間では用途別に生乳の販売数量割合と単価が契約されています。バターが不足するからといって、乳業メーカーがバターへの仕向け数量割合を増やしたりすれば、契約違反になります。したがって乳業メーカーは、簡単にはバターを増産できないのです。そこで考えられたのが、生クリーム等を指定乳製品にして、補給金単価を一本化する案なのです。そうしておけば、バター不足のような事態にも、乳業メーカーは柔軟な対応が可能だからです。

もっとも、指定乳製品（生クリーム等、バター・脱粉等およびチーズ）の乳業メーカーごとの製造割合には大きな差があると考えられます。補給金単価が一本化されたからといって、それらの原料乳価格が簡単に一本化できるのか疑問もあります。

さて、そうした措置が、TPP 協定によって生じる影響を緩和するでしょうか。理屈の上では、統一される補給金の単価がどう決まるのかにかかってくる。すなわち、加重平均の補給金単価が上昇すれば、乳業メーカーにとってはその分、原料となる生乳価格が安くなりますので、製品価格を引き下げることができるからです。もっとも、補給金単価を上昇させることが適当か、できるのか等疑問はつきません。

農林水産省は、2016 年 3 月から、「補給金単価算定方式等検討会」を開催しています。

なお、TPP 対策という観点ではありませんが、政府の規制改革会議農業ワーキンググループは、この 3 月末に、生乳流通等の見直しに関する意見を公表しました。その中では、全ての生産者が、生産数量・販売ルートを自らの経営判断で選択できるよう、現行の指定生乳生産者団体制度を廃止することなどが提言されています。この提言は、法律改正を必要とする提案ですが、農林水産大臣はこの提言に慎重姿勢を示しています。結果として 5 月 19 日の規制改革会議「規制改革に関する第 4 次答申」では、問題を先送り

し、秋までに検討し、結論を得ることにしました。

おわりに

いうまでもなく TPP は、GATT における最恵国待遇原則の例外が認められる国（環太平洋諸国）の集まりです。例外が認められる条件としては、その集団の間では関税が実質上廃止（撤廃）されることが必要だとされています。

日本は、関税の撤廃が困難な品目の多くについて、特に関税割当制度を多用して対応しました。関税割当制度により、TPP 参加国からの関税を引き下げ、参加国の了解を取り付けたのです。

また、国内的には、セーフガードを用意することにより、激変緩和措置を講じました。もともと、TPP 協定におけるセーフガードの実効性については疑問があります。

さて、関税の撤廃は、関税率削減の究極の姿ですが、関税率の削減という観点から見たときに、TPP 協定と WTO ドーハ・ラウンドには大きな違いがあります。ドーハ・ラウンドでは高い関税率の品目について関税率の削減幅を大きくし、低い関税率の品目については削減幅を小さくする方向でした。それが、TPP 協定では、国家貿易や関税割当の前提となる枠外税率をほぼ維持する一方で、低い関税率のものについては関税をほとんど撤廃しているからです。

枠外税率がほぼ維持された結果、米麦、砂糖および乳製品について行われている需給調整政策は維持されることとなりました。これらの品目について行われている需給調整政策について、その根拠となり、よりどころとなる法律には、なんら手を加える必要が生じていないのです。具体的には、米麦関係では法律改正は行われません。糖価調整法の改正は、TPP 協定に参加しない国から輸入される加糖調整品にも適用される制度改正です。牛肉・豚肉に関する法律改正は、これまで予算措置を法律化するだけです。牛乳乳製品関係は、単なる政令改正ですから、これまでの政策の延長であることは明らかです。

そうした中で、牛乳乳製品に関しては、TPP 対策という観点ではありませんが、政府の規制改革会議農業ワーキンググループは、現行の指定生乳生産者団体制度を廃止することなどを提言しました。しかしその上部機関である、規制改革会議は問題を先送りしました。

TPP 対策という視点からははずれますので、本稿でこの問題をこれ以上述べることは差し控えたいと考えます。ただし、筆者は、牛乳乳製品に関する加工原料乳補給金制度は、抜本的改正が必要だと考えています²。

² 堀越孝良「加工原料乳制度の見直しが必要なわけ」（『HAL だより Vol39』、Hal 財団、2015年7月）

補論 日本の農産物セーフガード

この補論では、農産物貿易に関するセーフガードを説明します。セーフガードとは、日本語に訳せば、安全装置です。関税引下げを行った場合などに、それによって輸入が急増し、国内産業に重大な損害を与えるような事態が考えられます。そうした場合に、関税の水準等を譲許（合意）前の状態に戻すような仕組みをセーフガードというのです。

農産物に関し、国際的に認められているセーフガードには、次の4種類のものがあります。

一、GATT 第 19 条（およびセーフガード協定）に基づくもの（一般セーフガード）

二、WTO 農業協定に基づくもの（農産物特別セーフガード）

三、関税暫定措置法に基づくもの（牛肉・豚肉関税緊急措置）

四、FTA に基づくもの（FTA セーフガード）

そこに、五つ目として、次が加わろうとしています。

五、TPP 協定に基づくもの（TPP 農産品セーフガード）

以下これらのセーフガードについて、順を追って説明します。

（1）一般セーフガード

一般セーフガードは、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）において行った合意の一部品目について撤回し、新たな条件設定を行うことです。GATT 第 19 条に基づくものですが、ウルグアイ・ラウンドの際に、セーフガード協定によって実施細則が定められました。

この一般セーフガードは、対象となる品目に限定はなく、関税引き上げ（関税割当を含む）だけでなく、数量割当に戻すこともできます。逆に一般セーフガードは簡単には発動できません。まず、輸入の急増により国内産業に重大な損害が発生していることまたはそのおそれがあることを立証する必要があります。

発動期間は原則として4年以内です。また、セーフガードによって影響を受ける国に対し、他の品目について関税引下げを行う等の補償措置をとる必要があります。他方、輸出国から対抗措置をとられる可能性があります。なお、一般セーフガードを発動する場合には、対象国を限定して行うことはできません。

『2015年版不公正貿易報告書』（経済産業省）によると、一般セーフガードは1975年～1984年の10年間に58件発動され、その後の10年間（1985年～1994年）には26件と減少しました。その後の1995年～2004年の10年間には65件へ増加し、2005年～2014年の10年間に74件が発動されています（数値は、WTO 通報ベース）。

わが国では、ねぎ、生しいたげおよび豊表について、2000年12月から、セーフガードを行うための調査を開始しました。この調査によってこれら3品の輸入急増が国内産業に重大な影響を与えていることを明確にし、2001年4月からそれら3品について200

日間の暫定措置として関税割当を行いました。過去 3 年の輸入量の年平均数量の 200 日分について関税割当を行い、割り当てを受けて輸入される貨物には通常に関税を課し、割り当てを受けない貨物については枠外税率を設定するというものです。枠外税率は、過去 3 年の国産品卸売価格と輸入後価格との差額を従量税で課するものでした。

これに対して主要輸出国である中国は、同年 6 月から日本産の自動車、携帯電話および空調機器について 100%の特別関税を賦課してきました。話合いの結果、2001 年 12 月に、日本側はねぎ等 3 品目のセーフガードは本格実施に移行せず、また、中国側は自動車等 3 品目についての特別関税をとりやめることとなったのです。

以上みたように、一般セーフガードは、輸入量の急激な増大などから国内産業を守るのに有効です。しかし、他方では、一般セーフガードを適用するのは極めて難しいといえましょう。特に日本の場合には、貿易によって経済を発展させてきた経緯もあって、一般セーフガードの発動にはことさら慎重であるようにみえます。

(2) 農産物特別セーフガード

農産物セーフガードは、発動できる対象が特定の農産物に限定されたセーフガードです。ウルグアイ・ラウンドにおいては、農産物の貿易に関して「例外なき関税化」が行われることになりました。数量割当品目を関税化すれば、その品目の国内産業に重大な損害が発生することも考えられます。そこで「関税化」の際に、輸入国の要請によって設けられたのが農産物特別セーフガードです。具体的には、国際法的には WTO 農業協定第 5 条に定められ、細部に関税暫定措置法が定めています。

この特別セーフガードの対象には、数量割当を行っていた農産物だけではなく、特別な関税を行っていた品目も含まれます。具体的には生きている豚と豚肉等です。豚肉等とは、豚肉およびハム・ベーコン等をいいます。

生きている豚と豚肉等については、分岐点価格以下で輸入される貨物について、基準輸入価格と輸入価格との差額が関税額とされる差額関税制度が行われてきました。これを従価税と従量税を組み合わせた関税に変え、これに伴って生きている豚と豚肉等については農産物特別セーフガードが行われるようになったのです。

この特別セーフガードの場合は、一般セーフガードの場合と違って、調査をする必要はありません。また、補償をする必要もありませんし、輸出国は対抗措置をとることができません。

また、この特別セーフガードにおいては、数量ベースで一定の水準を上回って輸入され、または価格ベースで一定の水準を下回った場合には、特段の発動手続きをとることなく、通常に関税に上乗せした関税（加算関税）を徴収します。WTO 農業協定では「できる」としか書いてないのですが、関税暫定措置法の規定によって、自動適用されます。

もっとも数量ベースの特別セーフガードについては、直接競合する物品を生産する産業に損害を与えるおそれがないと認められるときは、特別セーフガードを停止すること

ができます。

この特別セーフガードの対象となるのは、ウルグアイ・ラウンドの際の譲許表に定められた品目です。具体的にはその際に「関税化」した品目です。品目数は、数量ベースと価格ベースの両方の対象になるのが 30 品目、数量ベースのみの対象となるのが豚肉関係品目です。

ア. 数量ベースの特別セーフガード

豚肉関係の農産物特別セーフガードについては後で説明することとし、まず豚肉以外の農産物特別セーフガードについて説明します。

豚肉以外の農産物についての数量ベースの特別セーフガードは、国内法的には関税暫定措置法第 7 条の 3 に基づいて行われます。この特別セーフガードでは、毎年度 4 月からの輸入量の月ごとの累計が毎年度の発動基準数量を超えた場合に、自動的にその超えた月の翌々月の初日からその年度末まで、加算関税の賦課が行われます。

発動基準数量は、過去 3 年度間の平均輸入量の 105～125%の数量に、国内消費量の変動量を加除して決められます。105～125%は、過去 3 年度の平均輸入量の国内供給量に対する割合によって決まります。その割合が高い品目（30%超）は、発動基準数量が平均輸入量の 105%とされ、低い品目（10%以下）は 125%とされ、その間は 5%ごとに合計 5 段階に区分されます。

加算関税の額は、セーフガードが行われる年における通常関税の 3 分の 1 です。関税割当および国家貿易が行われている品目については、その枠外税率の 3 分の 1 です。

なお、関税割当や国家貿易への移行に当たっては、カレント・アクセスやミニマム・アクセスが設けられました。この関税割当、カレント・アクセスおよびミニマム・アクセスによる輸入も、算定に当たっての輸入量に加えられます。しかし、加算関税を賦課する対象には入りません。また、発動時点で既に日本に向けて発送されている輸送途中の農産品については、加算関税が賦課されません。

数量ベースの特別セーフガード（豚肉等のものを除く）の発動実績は、補表 1 のとおりです。最近 2014 年度と 15 年度の 2 回、農産物特別セーフガードが発動された加糖れん乳について、輸入の状況をみておきましょう。加糖れん乳の輸入量は、2011-13 年度の平均で 9 トンにすぎません。そこへ 2014 年 8 月に 18 トンの加糖れん乳が輸入されたのです。こうした増え方をすれば、農産物特別セーフガードが適用になるのは当然のことです。念のため、輸入単価を調べてみると、この年 5 月と 7 月に加糖れん乳の輸入がありますが、その単価の平均は 1,503 円/kg という高さでした。ところが 8 月の 18 トンの単価は、280 円/です。なお、加糖れん乳について農林水産大臣の承認を受けて行う農畜産業振興機構による輸入は行われていません。また、18 トンの輸入先は、それまでほとんど実績のないドイツでした。

2015 年度にも同様のことが生じています。2014 年度までの 3 年間の平均輸入量は 16.7

トンに増えていました。4-5月と加糖れん乳の輸入はなかったのですが、6月に18.7トンの輸入がドイツから行われ、特別セーフガードが8月から行われるようになったのです。この輸入単価も、326円/kgと安いものでした。

補表1をみる限り、発動基準数量が年度ベースで定められ、発動期限が年度末であっても、セーフガード発動の機会はあることがわかります。しかし、加糖れん乳のようにそもそもの輸入量が少ない品目に、セーフガードが必要かどうかは大いに疑問がありません。

補表1. 数量ベースSSG発動実績 2015年10月2日現在

年度	品名(発動期間)	合計
1995	生糸(3.1~3.31)	1
1996	イヌリン(6.1~3.31)、飲用乳(10.1~3.31)、クリーム(10.1~3.31)、バターミルク(11.1~3.31)、生糸(1.1~3.31)、豚肉(1.1~3.31)、無糖れん乳(3.1~3.31)	7
1997	イヌリン(10.1~3.31)、クリーム(12.1~3.31)、加糖れん乳(12.1~3.31)	3
1998	加糖れん乳(6.1~3.31)、イヌリン(11.1~3.31)	2
1999	加糖れん乳(6.1~3.31)、イヌリン(11.1~3.31)	2
2000	イヌリン(12.1~3.31)、バターミルク(1.1~3.31)	2
2001	でん粉調製品(7.1~3.31)、クリーム(11.1~3.31)、飲用乳(12.1~3.31)、バターミルク(2.1~3.31)	4
2002	発動なし	0
2003	でん粉調製品(10.1~3.31)、バター(1.1~3.31)、イヌリン(2.1~3.31)、コーンスターチ(3.1~3.31)	4
2004	イヌリン(10.1~3.31)、飲用乳(11.1~3.31)、コーンスターチ(12.1~3.31)、でん粉調製品(3.1~3.31)	4
2005	飲用乳(7.1~3.31)、ヨーグルト(2.1~3.31)、でん粉調製品(2.1~3.31)	3
2006	飲用乳(10.1~3.31)、ヨーグルト(11.1~3.31)	2
2007	バター(11.1~3.31)	1
2008	バター(11.1~3.31)、ヨーグルト(1.1~3.31)、こんにゃく芋(2.1~3.31)、でん粉調製品(2.1~3.31)	4
2009	ヨーグルト(6.1~3.31)、こんにゃく芋(9.1~3.31)、コーンスターチ(12.1~3.31)	3
2010	ヨーグルト(7.1~3.31)、こんにゃく芋(7.1~3.31)、コーンスターチ(8.1~3.31)、クリーム(10.1~3.31)	4
2011 ※1	ヨーグルト(7.1~3.31)、バターミルク(8.1~3.31)、クリーム(11.1~3.31)、低脂肪乳(12.1~3.31)、飲用乳(12.1~3.31)、加糖れん乳(1.1~3.31)	6
2012	クリーム(6.1~3.31)、バターミルク(10.1~3.31)、こんにゃく芋(12.1~3.31)、バター(1.1~3.31)	4
2013	イヌリン(3.1~3.31)	1
2014 ※2	加糖れん乳(10.1~3.31)、繭(1.1~3.31)	2
2015	加糖れん乳(8.1~3.31)、クリーム(10.1~3.31)	2

資料:財務省関税局「暫定税率等の適用期限の到来について(資料編)」(2015年10月27日関税・外国為替等審議会関税分科会資料2-2)。補表2も同じ。

原注:※1. 2011年度においては、バターについて、2011年10月1日から2012年3月31日まで数量ベースSSGの発動を停止。

※2. 2014年度においては、粉乳類について、2015年2月1日から同年3月31日まで数量ベースSSGの発動を停止。

豚肉についての農産物特別セーフガードに移りましょう。豚肉についての農産物特別セーフガードは関税暫定措置法第7条の6第2項に定められています。なお、ここでいう豚肉には、豚肉以外に、生きている豚およびハム・ベーコン等が含まれます。豚肉に

ついでに農産物特別セーフガードにおける発動基準数量や加算関税の課税方法も、基本的には他の農産物と同じです。

具体的には、発動基準数量は、豚肉の過去3年度間の平均輸入量に、豚肉の場合、105%を乗じた数量に、前年度から前々年度の消費量を差し引いた数量を加除した数量です。この場合の豚肉の輸入量には、豚肉およびハム・ベーコン等の輸入量のほか、生きた豚の輸入量を加えられます。生きている豚は、貿易統計では頭数で表示されていますが、関税暫定措置法施行規則の規定により、生きている豚1頭が54kgに換算されます。

加算関税額は、従価税の3分の1です。分岐点価格の引き上げは認められていません。2000年以降豚肉の従価税率は4.3%、ハム・ベーコン等および生きている豚の従価税率は8.5%です。したがって、農産物特別セーフガード後の関税率は、従価税部分が豚肉は5.7%、ハム・ベーコン等および生きている豚では11.3%となります。なお、これらの分岐点価格は引き上げられませんが、従価税が引き上げられることに伴い、同じ価格で輸入した場合にも従量税額が若干上昇することになります。また、特別セーフガード発動時点で既に発送済みの豚肉については、加算関税は賦課されません。

豚肉については数量ベースの特別セーフガードは、これまでに一度だけ、1996年9月1日～翌年3月31日まで発動されました。この時期は、後で述べる豚肉関税緊急措置も発動されており、セーフガードが重複発動されました。

イ. 価格ベースの特別セーフガード

価格ベースの農産物特別セーフガードは、対象農産物の貨物ごとの輸入価格が発動価格を下回った場合に発動されます。発動価格は、その農産物の1986年～1988年の平均価格とされています。輸入価格は、船上加工などが行われなかった場合はC.I.F価格、すなわちその物の価格に保険料および運賃込みを加えた価格です。船上加工を行った場合などは、当該農産品の品質およびその加工段階に照らして適切な価格とされます。

価格ベースの特別セーフガードの発動実績は、補表2のとおりです。

価格ベースの農産物特別セーフガードでは、価格差（発動価格－輸入価格）に応じて次の加算関税が賦課されます。

- a. 価格差が10%以下：加算関税を課してはならない。
- b. 10%超～40%以下：10%を超える部分の30%(b)
- c. 40%超～60%以下：40%を超える部分の50%(c)+bの満額
- d. 60%超～75%以下：60%を超える部分の70%(d)+(b+c)の満額
- e. 75%超：75%を超える部分の90%+(b+c+d)の満額

豚肉等についての特別セーフガードは、数量ベースのセーフガードは認められましたが、価格ベースのセーフガードは認められません。価格ベースのセーフガードは、安値輸入を防止するためのものです。発動価格が1986～88年の平均値であり、その後の豚肉輸入価格よりもはるかに高い水準にあります。このため、「適用されないこととなった」

と説明されています³。セーフガードという安全装置は、通常は機能していないのが正常な装置ですから、当然というべきでしょう。

補表2. 価格ベースSSG発動実績

2015年10月2日現在

年度	品名(発動件数)※	合計
1995	粉乳類(1)、ホエイ及び調製ホエイ(1)、その他のでん粉(1)	3
1996	雑豆(1)	1
1997	発動なし	0
1998	小麦及びその加工品・調製品(1)、各種調製品(1)	2
1999	粉乳類(1)、雑豆(2)、小麦及びその加工品・調製品(2)、その他のでん粉(2)、各種調製品(1)	8
2000	粉乳類(2)、バター(1)、雑豆(6)、小麦及びその加工品・調製品(5)	14
2001	加糖れん乳(1)、バター(1)、小麦及びその加工品・調製品(2)、マニオカでん粉(2)	6
2002	バター(1)、雑豆(1)、小麦及びその加工品・調製品(4)、米及びその加工品・調製品(3)、マニオカでん粉(1)、各種調製品(4)	14
2003	粉乳類(1)、加糖れん乳(1)、バター(3)、雑豆(3)、小麦及びその加工品・調製品(3)、米及びその加工品・調製品(4)、マニオカでん粉(3)、その他のでん粉(3)、こんにやく芋(1)、でん粉調製品(1)、各種調製品(2)	25
2004	雑豆(2)、米及びその加工品・調製品(11)、マニオカでん粉(3)、その他のでん粉(1)、でん粉調製品(8)、各種調製品(4)	29
2005	粉乳類(19)、小麦及びその加工品・調製品(1)、米及びその加工品・調製品(1)、イヌリン(2)、でん粉調製品(10)、各種調製品(1)	34
2006	粉乳類(1)、雑豆(5)、小麦及びその加工品・調製品(3)、米及びその加工品・調製品(6)、その他のでん粉(4)、イヌリン(1)、こんにやく芋(25)、育粉・ミルク調製品(1)、でん粉調製品(19)、各種調製品(4)	69
2007	飲用乳(1)、小麦及びその加工品・調製品(2)、米及びその加工品・調製品(1)、その他のでん粉(1)、イヌリン(2)、こんにやく芋(3)、育粉・ミルク調製品(1)、でん粉調製品(15)、各種調製品(6)	32
2008	粉乳類(1)、米及びその加工品・調製品(1)、イヌリン(2)、こんにやく芋(1)、でん粉調製品(7)、各種調製品(2)	14
2009	粉乳類(1)、ヨーグルト(1)、大麦及びその加工品・調製品(1)、その他のでん粉(5)、こんにやく芋(1)、でん粉調製品(11)、各種調製品(2)	22
2010	雑豆(1)、米及びその加工品・調製品(3)、その他のでん粉(3)、イヌリン(2)、でん粉調製品(6)、各種調製品(1)	16
2011	粉乳類(1)、小麦及びその加工品・調製品(4)、米及びその加工品・調製品(1)、その他のでん粉(1)、イヌリン(3)、育粉・ミルク調製品(1)、でん粉調製品(4)	15
2012	粉乳類(1)、無糖れん乳(2)、バター(1)、小麦及びその加工品・調製品(6)、マニオカでん粉(1)、その他のでん粉(2)、米及びその加工品・調製品(3)、イヌリン(1)、育粉・ミルク調製品(1)、でん粉調製品(6)	24
2013	粉乳類(1)、ヨーグルト(1)、バター(1)、雑豆(1)、小麦及びその加工品・調製品(4)、その他のでん粉(3)、イヌリン(2)、でん粉調製品(6)、各種調製品(1)	20
2014	粉乳類(1)、無糖れん乳(2)、雑豆(1)、小麦及びその加工品・調製品(1)、その他のでん粉(2)、イヌリン(4)、でん粉調製品(4)	15
2015	粉乳類(1)、雑豆(2)、その他のでん粉(2)、イヌリン(2)、でん粉調製品(4)、飲用乳(1)、マニオカでん粉(1)、無糖れん乳(1)	14

原注: ※価格ベースSSGの品名は、数量ベースSSGの区分による。

(3) 牛肉・豚肉関税緊急措置

牛肉・豚肉関税緊急措置は、牛肉または豚肉等についての数量ベースのセーフガードです。この関税緊急措置は、WTO上の協定に基づくものではなく、国内法である関税暫定措置法に基づくものです。もっともこの措置も、ウルグアイ・ラウンドの際に、関係国と合意されてできた措置であり、わが国が勝手に作った仕組みではありません。

牛肉・豚肉関税緊急措置の特徴は、農産物特別セーフガードと同様、自動発動する仕

³ 伊地知俊一「牛肉、豚肉の新しい国境措置について」(畜産振興事業団『畜産の情報-1995年5月月報国内編』)

組みになっていることです。

ア. 牛肉関税緊急措置

本論で述べたように、牛肉は日米農産物交渉の結果として 1991 年度から自由化されました。その際牛肉の関税率は、譲許前の 25%から 1991 年度 70%へ引き上げられ、1992 年度 60%、1993 年度には 50%と引き下げるものとされました。また、牛肉の自由化に際しては、輸入が急増した場合には緊急調整措置を講じることとしました。

この牛肉の緊急調整措置は、ウルグアイ・ラウンドの際に行われることになった牛肉関税緊急措置の前身ともいえるセーフガードであり、『昭和 63 年度農林水産省年報』によれば、次のような仕組みでした。①発動基準数量は、前年度の輸入実績または輸入可能量⁴のいずれか高い方の 120%。②輸入量が発動基準を超えるおそれがある場合に主要輸出国と協議。③協議が整った場合には数量調整。④30 日以内に協議が整わず、輸入量が発動基準を超えた場合は、協議要請から 45 日を経過した指定期日から次の調整関税率を賦課：1991 年度 95%、1992 年度 85%、1993 年度 75%。

すなわち、牛肉の緊急調整措置においては、協議によって輸入量を調整することをまず考え、それができない場合に関税率の引き上げを行うこととしていました。しかし、1994 年度以降の関税率および緊急調整措置については明確に定めず、ウルグアイ・ラウンドに問題を先送りしていました。

牛肉の関税率に関するウルグアイ・ラウンドの経過は承知しませんが、結果としては、WTO 上の協定税率は 50%としたままで、他方、関税暫定措置法によって暫定税率を定め、2000 年度までに 38.5%へ引き下げることにしました。また、緊急調整措置についても関税に限定した牛肉関税緊急措置に姿を変えました。

牛肉関税緊急措置においては、牛肉輸入量が発動基準数量を超えて輸入された場合に、その後に輸入される牛肉について、関税率を一定率まで回復させます。基本的には、農産物特別セーフガードと似た仕組みです。

ただ、牛肉については、ウルグアイ・ラウンドの決着時において、自給率が 50%を切っていて、大量に輸入されていました。したがって、年度ごとに定めた発動基準数量では、発動の機会はほとんどないでしょう。そこで、牛肉関税緊急措置における発動基準数量は、年度における四半期ごとの累積値とされたのだと考えられます。

すなわち、年度初めからの月ごとの牛肉の輸入量の累積値が、その月が属する四半期までの累積値として年度初めに告示される発動基準数量を超えると発動される仕組みにしたのです。発動基準数量は、牛肉は、冷蔵牛肉および冷凍牛肉に区分し、前年度の輸入量の 117%として定められます。

牛肉関税緊急措置が発動された場合に回復される関税率は、WTO 譲許税率の 50%です。次に、牛肉関税緊急措置の発動期間について説明しましょう。

⁴ 牛肉自由化の前年度における割当数量が念頭にあるものと考えられる。

開始時期は、年度初めからの月別の牛肉（冷蔵・冷凍別）の輸入量の累積値が発動基準数量を上回った月の属する四半期の翌四半期の初日です。ただし、月別輸入量の公表が翌月の末になりますので、上回った月が6月、9月または12月のときは、開始時期はその翌々の1日となります。また、第4四半期になって年度間の発動基準数量を超えた場合には、4月1日（3月に超えた場合には5月1日）からになります。

終期は、原則としてその年度末までです。しかし、第4四半期になって年度間の発動基準数量を超えた場合には、翌年度の6月30日までとされました。なお、牛肉関税緊急措置は、農産物特別セーフガードとは違って、WTO上の協定で認められた措置ではありません。したがって、牛肉関税緊急措置によって回復する関税率もWTO協定税率を上回ることができないのです。この点、牛肉のWTO上の協定税率は50%になっていますから、牛肉輸入が急増した場合に、38.5%の関税率を50%に戻すことにWTOとの関係では何ら問題はありません。

牛肉関税緊急措置は、これまでに三度発動されています。最初は1995年8月1日から翌年3月末まで冷凍牛肉について、次いで1996年8月1日から翌年3月末まで冷凍牛肉について、三回目は2003年8月1日から翌年3月末まで冷蔵牛肉について8ヵ月間です。

三回目の牛肉関税緊急措置が講じられた頃の牛肉輸入量を補表3に整理してみました。

補表3. 2003年度の牛肉輸入量

単位:千トン、%

		2002'	2003'	同期比	2002'	2003'	2002'	2003'	03'/02'
		4-6月	4-6月	(%)	7-3月	7-3月	計	計	(%)
合計		112	134	119	422	386	534	520	97
冷蔵	計	54	73	134	201	172	255	245	96
	米国	20	33	165	78	55	98	88	90
	豪州	33	38	115	117	114	150	153	101
	その他	1	2	136	6	2	7	4	61
冷凍	計	58	61	105	221	214	279	275	99
	米国	30	28	92	112	85	142	113	80
	豪州	21	27	128	91	115	112	142	126
	その他	6	6	93	18	14	25	20	83

資料:財務省『貿易統計』

表にみるように、2003年4-6月の牛肉輸入量の増大は、主として米国産冷蔵牛肉の輸入増によってもたらされています。米国産冷蔵牛肉の輸入が大きく増加した原因は、2003年5月のカナダにおけるBSE（牛海綿状脳症）の発生にあると考えられます。カナダと米国では生きた牛の交流もありますから、カナダにおけるBSEの発生は、米国に波及する可能性は極めて高いと考えられます。BSEが発生すれば、その国からの牛肉の輸入は禁止になります。そこで米国からの牛肉は早めに輸出しよう、輸入しようという動きが生じ、2003年度の第1四半期の冷蔵牛肉の輸入量134%につながったのだと考えられます。

その後2003年12月には米国でもBSEが発生し、米国からの牛肉輸入は禁止されました。米国産牛肉の輸入は、2005年12月から再開されましたが、その翌年度には対前年

同期比では牛肉関税緊急措置が発動される事態が考えられました。

協議の結果、2006年度から、牛肉関税緊急措置に一部変更が加えられました。すなわち、第三四半期までは従前と同じで、対前年度四半期累積同期比で117%を超えた場合に適用されます。しかし、第四四半期まで含めた年度間の発動基準数量は、前年度の輸入か2002年度および2003年度の平均輸入量のいずれか大きい数量の117%とすることになりました。もっとも、このとき輸入が増加した米国産牛肉のほとんどは、豪州産牛肉に振り替わったため、117%を超えることにはならず、その後牛肉関税緊急措置は発動されていません。

2015年1月の日豪EPAの発効に伴って、牛肉関税緊急措置には改正が加えられました。豪州からの牛肉輸入に関しては、日豪EPAに基づいて行われることになりました。これに伴って、牛肉関税緊急措置に関しては、豪州以外の国からの牛肉輸入に適用されることになり、豪州からの牛肉輸入に関しては日豪EPAで定めたセーフガードが適用されることになったのです。

また、TPP協定発効に伴って、新たにTPP牛肉セーフガードが行われることになっており、牛肉関税緊急措置は廃止される予定です。

イ. 豚肉関税緊急措置

前に述べたように、ウルグアイ・ラウンドの結果として、豚肉については農産物特別セーフガードのうち数量ベースのものが適用できることになりました。加えて、豚肉については、牛肉と同様に、関係国との協議の上、数量ベースの関税緊急措置が行われることになりました。

豚肉についての農産物特別セーフガードと関税緊急措置の大きな違いは、四点あります。第一点は、豚肉関税緊急措置の対象となる豚肉等には、豚肉（枝肉、部分肉）のほか、ハム・ベーコン等が含まれますが、農産物セーフガードの場合に含まれていた、生きている豚は対象にならないことです。

第二に、発動の可否を決する発動基準数量の期間の取り方です。農産物特別セーフガードの場合は、年度初めからの月別輸入量の累計をとり、それに対比する発動基準数量は常に年度間の数量（過去3カ年度の平均）でした。それに対して豚肉関税緊急措置の場合は、牛肉関税緊急措置と同様、輸入量は年度初めからの月別輸入量の累積値、発動基準数量は最終輸入月の属する四半期までの累積値となります。もちろん、第4四半期では、発動基準数量は年度間数量となります。

第三点は、発動期間です。農産物特別セーフガードの場合は、発動基準数量を超えた月の翌々の初日から年度末までです。したがって、輸入量の累積値が2月以降に発動基準数量を超えても、セーフガードは空振りに終わります。これに対して豚肉緊急関税では、牛肉緊急関税と同じですので詳しい説明は省略しますが、年度末に発動可能状態になっても空振りに終わることがないように措置されています。

第四点は、発動の効果です。農産物特別セーフガードでは従価税率の引き上げであるのに対し、関税緊急措置では分岐点価格の引き上げであることです。農産物特別セーフガードにおいては分岐点価格がすえおかれ、豚肉関税緊急措置においては従価税率がすえおかれます。

さて、豚肉関税緊急措置の発動基準数量は、牛肉関税緊急措置と違って、前3年度平均の輸入量がベースになります。この点については、豚肉関税緊急措置は農産物特別セーフガードを踏襲しています。もっとも、年度ベースでみたときに、農産物特別セーフガードでは、国内消費量の増減を加味しますが、前3年度平均の105%がベースになるのに対し、豚肉関税緊急措置では前3年度輸入量の平均値の119%です。ちなみに、2016年度の発動基準数量は、農産物特別セーフガードの場合が753,646トンであるのに対し、豚肉関税緊急措置の場合は851,582トンと告示されています。

豚肉関税緊急措置が発動された場合に、分岐点価格がどのように変化するかを補表4にまとめました。

補表4. 豚肉等関税緊急措置による基準輸入価格等の変化

	通常時(2000年度以降)				豚肉関税緊急措置発動期間中	
	従価税率	従量税	基準輸入価格	分岐点価格	基準輸入価格	分岐点価格
枝肉	4.30%	361円/kg	409.9円/kg	393円/kg	510.03円/kg	489円/kg
部分肉	4.30%	482円/kg	546.53円/kg	524円/kg	681.08円/kg	653円/kg
ハム・ベーコン等	8.50%	*	409.9円/kg	897.59円/kg	484.98円/kg	1,062円/kg

注:1.分岐点価格の算定方式は財務省関税課より聴取

2.*は、基準輸入価格×1.5－輸入価格×0.6

3.ハム・ベーコン等の分岐点価格は、基準輸入価格÷(0.6+0.085)×1.5

豚肉関税緊急措置は、1995年度以降2004年度までの10年間のうち、期間の長短等はありませんが、7回発動されています。

1995年11.1～、1996年7.1～、1997年4.1～6.30、2001年8.1～、2002年8.1～、2003年8.1～、2004年8.1～。(終期の明示がないのは年度末まで)

しかし、2005年以降は10年間にわたって発動がありません。

なお、1996年7月から翌年の3月末までは、先に述べましたが、農産物特別セーフガードも発動されました。こうした場合は、重複期間が開始する前にわが国に向けて送り出された豚肉については、農産物特別セーフガードのみならず、関税緊急措置も適用されません⁵。逆にいえば、豚肉関税緊急措置だけが発動される場合は、発動期間中に通関する豚肉は、たとえ発動開始前に発送されたものであっても、豚肉関税緊急措置が適用されることとなります。

⁵ 関税暫定措置法第7条の6第4項。なお、牛肉関税緊急措置も、通関の時点が発動期間内であれば、関税緊急措置が適用されると解される。

(4) FTA セーフガード

ア. FTA 一般セーフガード

TPP 協定は、GATT 第 24 条の自由貿易地域協定 (FTA) の 1 種です。本論で述べたように、わが国は 2002 年のシンガポールとの FTA 以降、多くの FTA を締結し、それらすべての協定にセーフガードに関する規定をおいてきました。貿易交渉にセーフガードはつきものなのです。

FTA におけるセーフガードの内容は、FTA の相手国から輸入が増加した場合において、それが自国の国内産業に重大な損害を生じさせまたはそのおそれがある場合には、関税の更なる引き下げを停止し、あるいは実行最恵国税率まで引き上げることができるとするものです。

ただし、そのための調査等を行う場合には、相手国に通報を行うことなどを義務付けています。もっとも、FTA ではセーフガードを行う場合に相手国と補償のための協議を行うことを義務付けていますが、相手国に対抗措置は認めていません。

以上のように、FTA に基づくセーフガードは、品目を特定せず、輸入が国内産業に損害を生じさせる場合に発動できるものです。その意味で先の述べた GATT 第 19 条に根拠をおく一般セーフガードの系譜に属するものです。

イ. 日豪 EPA の牛肉セーフガード

2015 年 1 月に、日豪 EPA が発効しました。日豪 EPA においては、牛肉についてだけでなく、品目を特定しての数量ベースのセーフガードが設けられました。FTA において品目を特定してのセーフガードが措置されるのは、これが初めてです。

いうまでもなく豪州はわが国への最大の牛肉輸出国であり、日豪 EPA においては、現行 38.5%の牛肉関税は次のように引き下げることになりました。

- ・冷蔵牛肉は、初年度に 32.5%に削減、以後毎年段階的に削減し、15 年目以降 23.5%を維持
- ・冷凍牛肉は、初年度に 30.5%に削減、以後毎年段階的に削減し、18 年目以降 19.5%を維持

このような牛肉の関税削減に伴って、輸入が急増し、それが国内生産に影響を与えることが考えられます。このため、豪州からの牛肉輸入量が発動基準数量を超えた場合には、実行税率である 38.5%に戻す特別セーフガード措置が設けられることになったのです。

日豪間の牛肉についての特別セーフガードは、協定発効より 10 年間が対象期間であり、発効から 10 年後に日豪間で再協議することになっています。

発動基準数量は、冷凍・冷蔵別、年度別に定められています。補表 5 には、豪州からの最近 5 カ年間の牛肉輸入量と、日豪牛肉セーフガードにおける初年度と 10 年度目についての発動基準数量をあげました。10 年目の発動基準数量は、冷凍牛肉こそ平均 (2008

年度から 2012 年度までの 5 年平均) に比べてわずかに増加しているものの、冷蔵牛肉ではわずかに減少しています。したがって、かなり発動のチャンスがあるようにもみえます。しかし、2015 年度の輸入実績をみると、冷凍もので 16.3 万トン、冷蔵もので 12.6 万トンと発動基準数量を下回っています。

発動期間は、発動基準数量を超えた月の翌々月初めから年度末までです。

補表5. 豪州からの牛肉輸入量と発動基準数量

単位: 万トン

年度	2008'	2009'	2010'	2011'	2012'	平均	日豪1'	日豪10'
輸入量合計	36.6	35.5	35.2	33.5	30.9	34.3	32.5	35.5
冷凍	20.2	19.1	19.8	202.0	18.1	19.5	19.5	21.0
冷蔵	16.3	16.4	15.4	13.3	12.7	14.8	13.0	14.5

資料: 農林水産省「日豪EPA農林水産品の合意内容」(2014.4.7)

注: 日豪1'および日豪10'は、発効初年度および10年度における牛肉セーフガードの発動基準数量

なお、先に述べたように、日豪 EPA によって牛肉セーフガードが設けられたことに伴い、牛肉関税緊急措置は豪州以外の国から輸入される牛肉に限定して適用される仕組みに変更されています。

(5) TPP 農産品セーフガード

TPP 協定においては 3 種類のセーフガードが規定されています。第一は、世界向けのセーフガード(第六章第二条)で、GATT 第 19 条の規定による一般セーフガードが行えるという確認規定です。なお、WTO 農業協定に基づく農産物特別セーフガードは適用してはならないと規定しています(第二章第二十六条)。

第二は、経過的セーフガードで、TPP 協定によって関税を撤廃した結果、また撤廃の過程において、国内産業に重大な損害を与え、または与えるおそれがある場合に発動できるセーフガードです(第六章第三条から第七条)。ただし、この経過的セーフガードにおいても、調査、補償が必要であり、対抗措置も可能ですので、実効性は乏しいと考えられます。注目されるのは、このセーフガードで取りうる措置として、関税の更なる引き下げの停止かまたは譲許前への関税の回復がとりうることです。

以上二つのセーフガードは、工業品についても適用可能なセーフガードです。

第三に、以下で述べる特定の農産品についてだけ発動できる農産品セーフガードがあります(附属書 2-D 付録 B-1)。TPP 農産品セーフガードは、TPP 協定によって仕組みられていますが、実際の発動は、改正される関税暫定措置法の規定により、財務大臣が発動基準数量を告示して行われます。なお、この TPP 農産品セーフガードを発動したときには、発動の日から 60 日以内に、対象となる輸出国に書面で通報し、関連データを提供する必要があります。

ア. TPP 牛肉セーフガード

牛肉関税緊急措置や日豪 EPA の牛肉セーフガードは、牛肉を冷凍牛肉と冷蔵牛肉に区分して行われました。これに対して、TPP の牛肉セーフガードでは、牛肉 1 本で行われます。また、従来は牛のほほ肉および頭肉（以下、頭肉等）は牛肉に含まれていなかったのですが、TPP ではそれらを含んでセーフガードが設けられました。なお、これは頭肉等の実行関税率が 50%と牛肉より高いため行われる措置だと考えられます。頭肉等の発動基準数量は牛肉に含めて定められますが、回復する関税率は別々になります。

TPP 牛肉セーフガードは、協定発効 11 年目以降 2 本立てになりますが、まず、最初から行われるセーフガードについて説明します。

最初から行われる牛肉セーフガード（以下、TPP 牛肉セーフガード A）では、発動基準数量（以下、発動基準数量 A）が年度 1 本で決められ、四半期ごとあるいは冷蔵もの・冷凍ものごとに区分されることはありません。毎年度の初めからの TPP 参加国からの輸入量の累計が、年度ごとに予め定められる発動基準数量を超えると発動されます。

初年度の発動基準数量 A は 59 万トンです。この数量は 2013 年度の輸入量の 10%増です。その後 10 年目まで毎年 2%ずつ増加し、10 年目には 69.6 千トンになります。さらにその後 1%ずつ増加し、15 年目には 72.6 万トンとなり、牛肉関税が 9%となる 16 年目以降は 73.8 万トンになります。この 73.8 万トンは、過去最大の輸入量（2000 年度）と同じ数量です。17 年目以降は前年度の発動基準数量 A に 1.18 万トンを加えた数量です。

なお、牛肉輸入量は、枝肉も部分肉も含めた実数量の合計であり、換算は行いません。また、輸入量の集計および公表は、牛肉だけの特例ですが、旬ごとに行います。セーフガードの発動は、年度初めからの牛肉輸入量が発動基準数量 A を超えた旬の終了後 5 執務日目の翌日までに開始されます。

牛肉セーフガードの発動期間は、三つに分かれます。第一に、年度初めからの輸入量が輸入基準数量 A を 1 月 31 日までに超える場合には、発動の日から年度末までです。第二に、2 月中に超える場合には、発動の日から 45 日間です。第三に、3 月中に超える場合には、発動の日から 30 日間です。なお、こうした発動期間は、牛肉セーフガードだけの特例です。

発動された場合に回復する関税率は、牛肉関税緊急措置の場合は、一貫して 38.5%の協定税率でした。TPP 牛肉セーフガード A ではこの点が大きく変わります。牛肉（頭肉等を除く）の回復税率は、協定発効後最初 3 年度間は 38.5%に回復します。その後 7 年間は 30%に、その後 4 年間は 20%になります。さらにその後、すなわち 15 年目以降の回復税率は 18%とされますが、毎年 1%ずつ引き下げられます。ただし、その前年にセーフガードが発動されれば、前年にとられた関税率に回復することになっています。その替わり、16 年目以降、4 年間発動がなければ、牛肉についてのセーフガード A は適用できなくなります。

牛の頭肉等については、2000 年以降の協定税率および実行税率とも 50%です。TPP 協

定によって、発効初年度に 39%まで引き下げ、以後徐々に引き下げて、10 年目には 20%、16 年目以降は 9%とされ、頭肉等以外の牛肉と同率になります。これに対して、セーフガードの発動時に適用される回復関税率は初年度 39%で、発動の意味はありません。その後の回復税率も TPP 税率をほんのわずかに上回る程度です。

さて、TPP 牛肉セーフガードでは、発効から 11 年目以降に、新た牛肉セーフガードが加えられます。これを TPP 牛肉セーフガード B と呼ぶことにしましょう。具体的には、発動基準数量として別な数量が採用され、四半期ごとの判定が行われます。先に述べた発動基準数量 A の 17%増の数量をとり、その数量を 4 等分した数量を四半期別に発動基準数量（以下、発動基準数量 B）とするのです。季節変動は、加味されません。年度初めからの累計ではなく、四半期ごとに四半期の初めからの牛肉輸入量が四半期発動基準数量 B を超えるとセーフガードが発動されるのです。発動は超えた旬の終了後 5 執務日の翌日までに開始され、終期は 90 日経過後となります。発動によって回復される関税率は、先に述べた関税率の 11 年目以降のものと同じです。発動期間は、同じく 90 日間です。

なお、TPP 協定発効に伴って、牛肉関税緊急措置は廃止されます。

また、TPP 協定が発効しても日豪 EPA による牛肉セーフガードは存続します。豪州からの牛肉輸入量が日豪 EPA によるセーフガードの発動基準数量を超えた場合において、TPP 参加国全体からの牛肉輸入量が TPP 牛肉セーフガードの発動基準数量 A を超えないときは、日豪 EPA による牛肉セーフガードが発動されます。同じ場合において TPP 牛肉セーフガード A の発動基準数量 A も超えるときは、TPP 牛肉セーフガード A が発動され、日豪牛肉セーフガードは発動されません。

イ．TPP 豚肉セーフガード

豚肉緊急関税では、豚肉とハム・ベーコン等は、発動基準数量は両者を合計した数量で定められ、発動する場合には同時に発動されました。しかし、TPP 農産品セーフガードにおいては、豚肉とハム・ベーコン等は別なものとしてセーフガードが仕組みられています。まず、TPP 豚肉セーフガードについて説明します。

TPP 協定では、豚肉に関し、従価税部分のセーフガードと従量税部分のセーフガードの二つのセーフガードが措置されます。従価税部分の豚肉セーフガード（以下、TPP 豚肉セーフガード A）は、国別セーフガードです。国別年度別に発動基準数量が定められ、その国からの豚肉輸入量が発動基準数量を超えた場合には、その年度内に輸入される豚肉について従価税が回復されます。

従価税セーフガードの発動基準数量は、発効から 4 年目までは、国別に過去 3 年度間の豚肉輸入量の最高値に一定率を乗じた数量です。5 年目から 11 年目までは、合計ではなく、一定単価（部分肉の場合、399 円/kg）以上の価格で輸入される豚肉数量の年平均の最高値に一定率を乗じます。5 年目から変わるのは、5 年目から従量税部分のセーフガ

ードが始まるからです。一定率は、年次によって異なります。1-2年目は112%、3-6年目は116%、7-11年目は119%です。なお、TPP協定の発効が年度途中になる場合には、初年度目はその月数で按分されて発動基準数量が決められます（分子となる月数は四捨五入で整数とされます）。

回復従価税は、最初の3年間は4.0%で、以後3年ごとに0.6%削減され、10-11年目は2.2%となり、そこで豚肉セーフガードは終了です。

TPP協定による豚肉の従量税率は、本論で述べたように、発効初年度から4年目までは125円/kgで、5年目に70円/kgとなり、その後毎年徐々に低下し、10年目以降は50円/kgとなります（部分肉の場合）。

従量税部分の豚肉セーフガード（以下、TPP豚肉セーフガードB）は、従量税率が70円/kg（部分肉の場合）となるTPP協定発効5年目から仕組まれています。発動は、国別ではなくTPP参加国全体からの輸入量うち一定価格未満の安価なものの輸入量の合計が、予め定める年度別の発動基準数量を上回る場合に行われます。一定価格とは、部分肉の場合399円/kg、枝肉の場合299.25円/kgです。発動基準数量は、初年度となる発効5年目が9万トンで以後毎年1.2万トンずつ増加し、10年目・11年目には15万トンと定められています。

従量税の回復税率は、部分肉の場合5-9年目は100円/kg（枝肉の場合75円/kg）、10-11年目は70円/kg（枝肉の場合52.50円/kg）です。豚肉関税緊急措置と異なり、分岐点価格は動きません。12年目以降は従量税部分のTPP豚肉セーフガードBについても終了します。

さて、豚肉についてはWTO農業協定に基づく農産物特別セーフガード（数量ベースのもの）のほか、関税暫定措置法に基づく豚肉関税緊急措置が生き残ります。しかし、TPP参加国に対しては、これらの規定は適用されません。

TPP非参加国に対してこれらのセーフガードが発動されるのは、次の二つの要件が満たされたときです。①TPP非参加国からの輸入量がTPP非参加国に限定した発動基準数量を超えること。②全体の輸入量が全体の発動基準数量を超えること。関税暫定措置法の改正によって、いずれの場合も四半期ごとの累計輸入量で発動基準数量が設定されます。

ウ. その他のTPP農産物セーフガード

（ア）ハム・ベーコン等

本論で説明したように、ハム・ベーコン等の輸入関税は、分岐点価格を超えるものには8.5%の従価税、それ以下のものには従量税が課されています。従量税の額は、 $(614.85 \text{円/kg} - \text{輸入価格} \times 0.6)$ となっており、安く輸入すれば輸入業者にメリットがでる仕組みになっています。TPP協定においては、これを段階的に引き下げ、11年目に関税を撤廃することとしています。

ハム・ベーコン等についての TPP セーフガードは、TPP 参加国のうちわが国のハム・ベーコン等の輸入が最も多い輸入先国が対象になります。TPP 参加国らのハム・ベーコン等の輸入量のうちの 99%は、米国ですので、当面、米国が対象国になります。米国からのハム・ベーコン等の年度初めからの輸入量が、毎年度ごとに定められる発動基準数量を超えて増加した場合に、年度末まで米国から輸入されるハム・ベーコン等について関税の一定の回復を認める措置です。

発動基準数量は、米国からの過去 3 年度の輸入量のうち最大の年次の輸入量の、①1-2 年目は 115%の数量、②3-6 年目は 118%の数量、③7-11 年目は 121%の数量です。初年度目の数え方は、豚肉セーフガードの場合と同じです。

回復される税率は、譲許前の税率（基準税率）の、1-4 年目は 85%、5-9 年目は 60%、10-11 年目は 45%です。基準税率は、従価税率については 8.5%、従量税率については「614.85 円/kg－輸入価格*0.6」です。

ハム・ベーコン等に関する TPP セーフガードは発効後 11 年目までで行われ、12 年目以降は終了します。また、ハム・ベーコン等についても、豚肉等として関税緊急措置が行われていますが、TPP 協定発効後は適用されなくなります。

(イ) ホエイ

ホエイについては、1995 年に農産物特別セーフガードの対象になり、同年価格ベースの特別セーフガードが 1 件発動された経緯があります。

本論で述べたように、TPP 協定では、食用ホエイを、蛋白質含有率 25%未満、25%～45%、45%以上に区分し、ともに関税率を初年度に大幅に切り下げた上で、それぞれごとに一定年限後に関税をゼロとすることとしています。このうち 25%未満、25%～45%のものについては、それぞれ 16 年目以降および 21 年目以降関税がゼロになります。25%未満のもの（TPP 協定では、「ホエイ粉」）、25%～45%のもの（TPP 協定では、「ホエイのたんぱく質濃縮物」）については、セーフガードが用意され、TPP 参加国からの輸入量が発動基準数量を超えると、関税率が回復します。

その発動基準数量は、ホエイ粉で初年度 5 千トン、以後毎年増加して 15 年目には 11,250 トン、その後毎年 1 千トンずつ増加します。また、ホエイのたんぱく質濃縮物では初年度 4.5 千トンで、以後毎年増加して 20 年目には 16,250 トン、その後毎年 1,250 ずつ増加します。

それぞれの関税率の引き下げは、初年度に大幅に引き下げた上で、毎年度引き下げられます。現在の税率は、脂肪率が 5%以下のものと 5%超のものとの区分され、ともに従価税率と従量税率が併科されています。

これに対してセーフガードが発動されて回復する税率は、5 年ごとに設定されています。

本論で述べたように、仮に 284 円/kg で輸入された脂肪分 5% 以下のホエイの場合、関税は従来の 510 円/kg から TPP 協定発効初年度に 139 円/kg に低下します。そのセーフガードによる回復税率は、ホエイ粉の場合 159.6 円/kg、ホエイのたんぱく質濃縮物の場合 204.6 円/kg となります。すなわち、セーフガードが発動されても、それで回復される税率は、譲許税率よりもはるかに低い水準なのです。

また、ホエイのセーフガードの場合、発動基準数量は年度の数量として定められ、発動は年度初めからの月別の輸入量の累計が発動基準数量を超えた場合に発動されます。月別の輸入量が公表されるのは翌月の月末ですから、発動の開始は翌々月からになると考えられます。ということは、月別輸入量の累計が発動基準数量を超えるのが 2 月末または 3 月末になった場合、TPP 農産品セーフガードは空振りに終わることになります。

なお、ホエイのたんぱく質濃縮物については、日本において脱脂粉乳が国内的に不足している場合、または日本において脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がない場合には、その TPP 農産品セーフガードを発動してはならないことになっています。ホエイ粉には、こうした制約はありません。脱脂粉乳と競合することが少ないと考えられているからです。

以上述べたように、ホエイのセーフガード発動により回復される税率は、譲許税率よりもはるかに低い水準です。また、発動期間が年度末までに限定されおり、2 月または 3 月に発動水準を超えることになっても、発動は空振りに終わります。ホエイについての TPP セーフガードは、実効性に疑問があります。

(ウ) オレンジ

オレンジについては季節関税が行われていますが、TPP 協定によって、一定の年数を経て関税率が撤廃されます。このうち、12 月から 3 月までの輸入についてセーフガードが用意されました。その期間の TPP 参加国からの輸入量が発動基準数量を超えると、関税率が幾分か回復します。しかし、適用期限が会計年度で限られていますので、実効性があるのかどうか疑問です。

(エ) 競走馬

生きた馬のうち競走馬については 1 頭につき 340 万円の関税が賦課されていますが、TPP 協定によって関税が撤廃されます。繁殖用のものについては即時撤廃、競走用のものは段階的に引き下げた上で 16 年目に撤廃することにしています。この競走用馬については、価格ベースのセーフガードが用意されました。TPP 農産品セーフガードでは価格ベースのものは、競走馬のものが唯一です。

競走馬のセーフガードは、競走馬の輸入価格が発動基準価格を下回った場合に、その上回った程度に応じて加算関税額を賦課していきます。発動基準価格は 850 万円/頭です。

発動基準価格の90%水準よりも高価な競走馬には、通常の間税だけで、加算間税は賦課されません。

加算間税額と通常間税と合計した税額が、WTOの譲許税率（340万円/頭）を超えるわけにはいきません。そこで加算間税額は、 $(340 \text{ 万円/頭} - \text{輸入価格}) \times \beta$ とされています。 β は輸入価格/発動基準価格が、25%未満では1.0、25%以上40%未満では0.7、40%以上60%未満では0.5、60%以上90%未満では0.3となっています。

TPP協定では「できる」規定ですが、間税暫定措置法が改正され、自動発動されます。

(2016. 6. 16)

著者略歴

堀越孝良（ほりこし たかよし）

1945年 群馬県生まれ

1968年 農林水産省に入省

（畜産局をはじめ各局庁、地方勤務等を経験）

1992年 農業総合研究所へ転勤

（現在の農林水産政策研究所、政策研究に携わる）

2004年 同所（次長）退職

同 年 精糖工業会専務理事

2006年 株式会社精糖工業会館取締役

2009年 堀越農政経済研究所代表

所属学会：日本農業法学会、日本農業経済学会

発行日 2016年7月8日 初版

2016年9月16日 第2版

